

洞爺湖町議会令和3年3月会議

議事日程(第1号)

令和3年3月5日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第6号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 報告第7号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 6 令和3年度 町政執行方針について
令和3年度 教育行政執行方針について
日程第 7 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	越前谷 邦夫 君	2番	大久保 富士子 君
3番	篠原 功 君	4番	大屋 治 君
5番	立野 広志 君	6番	五十嵐 篤雄 君
7番	千葉 薫 君	8番	今野 幸子 君
9番	下道 英明 君	10番	石川 邦子 君
11番	板垣 正人 君	12番	大西 智 君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真屋 敏春 君	副町長	遠藤 秀男 君
総務部長	佐野 大次 君	経済部長	若木 渉 君
経済部 参与	武川 正人 君	洞爺総合 支所長	高橋 秀明 君

総務課長	高橋謙介君	危機管理室長	仙波貴樹君
税務財政課長	藤岡孝弘君	住民課長	後藤和郎君
健康福祉課長	高橋憲史君	健康福祉センター長	金子信之君
観光振興課長	田仁孝志君	産業振興課長	田所昭博君
新型コロナウイルス特別対策室長	佐藤融君	環境課長	原信也君
上下水道課長	篠原哲也君	庶務課長	兼村憲三君
農業振興課長	片岸昭弘君	会計管理者	杉上繁雄君
教育長	皆見亨君	管理課長	末永弘幸君
社会教育課長	角田隆志君	代表監査委員	山口芳行君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤久志	書記	阿部はるか
庶務係	木村暁美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和3年3月会議を開会します。

現在の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、3番、篠原議員、4番、大屋議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 薫君） おはようございます。

では、所管事務調査報告書を読み上げて報告申し上げます。

所管事務調査報告書。

令和3年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

- 1、調査事項、洞爺湖町議会令和3年3月会議の運営について。
- 2、調査日、令和3年2月26日、金曜日。
- 3、出席委員、私のほかに下道副委員長、越前谷委員、立野委員、五十嵐委員であります。
- 4、委員外としまして、大西議長、板垣副議長に出席をいただいております。
- 5、説明員でございます。遠藤副町長に説明をいただきました。
- 6、結果でございます。

洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会令和3年3月会議について、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、3月5日から3月16日まで。

審議日程について、裏面のとおりに、本会議。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手のアルコール消毒を行うこととする。議会の傍聴は行わないこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から16日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 令和3年3月会議に、町の行政報告を申し上げます。

まず一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

（1）として、金員の寄附でございます。

札幌市中央区宮の森3条12丁目2番1号、若狭高司氏でございます。

金額は200万円、育英資金事業に充ててくださいとのことでございます。

（2）として、同じく金員の寄附（ふるさと納税寄附金として）。

今回は、匿名で59件、累計で3,440件。

金額でございますが、今回は83万1,000円、累計で7,358万7,500円となっております。これは2月分だけの数値でございます。

（3）として、物品の寄附でございます。

洞爺湖町入江190番地193、齊藤健二氏。

アイヌ用具（アイヌ民族共生拠点施設展示品として）を寄贈していただきました。

2として、町内医療機関の診療再開についてでございます。

昨年12月に、町内の医療機関で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、外来診療等を全面的に休止しておりましたが、医療機関の懸命な対応や関係機関の支援により集団感染が収束し、本年2月1日から通常診療が再開されております。

この間、地域の皆様方には、誹謗中傷などの大きな問題もなく収束を迎えたことに感謝を申し上げますとともに、関係機関や医療従事者の皆様のご尽力に敬意を表します。

3として、公共施設の所在地の修正についてでございます。

このたび、公共施設の条例上の所在地と実際の地籍図の所在地番とに相違があり、全施設

を調査したところ、19条例中、38施設の地番に相違があることが判明しました。

相違の原因といたしましては、土地の分筆や合筆などによる地番の変更が行われた際に、地番変更に伴う条例改正が行われていなかったものなどでありまして、今後につきましては、適切に事務処理を行ってまいります。

また、所在地番の修正に係る条例改正の議案を本会議に提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

4として、財産の売却についてでございます。

町では、洞爺町114番地5の土地を町内の社会福祉法人に840万円で売却することを予定しておりますので、ご報告申し上げます。

当該土地は、洞爺地区の旧公民館が建設されていた土地であり、平成28年度に旧公民館を解体し、駐車場という位置づけで現在に至っております。

その後、当該法人により成香に本部事務所を兼ねた施設を建設する予定であったが、町の景観の関係から規模を縮小したため、本部事務所のスペースが取れなくなったこと、また、新型コロナウイルスなどの感染症が発生した際のリスク管理の観点から、本部事務所と施設を別々に設置する必要があることから、昨年6月に当該土地を本部事務所として購入したい旨の申入れがありました。

町といたしましては、申入れを受け、6月下旬に洞爺地区の自治会長との意見懇談会を開催し、当該法人からの申入れ内容を報告したところ、沿線の地域の声を聞いて進めるようにとのことであったため、7月に沿線の自治会の方々と意見交換を行いました。

地域の方々からは、様々なご意見が出されましたが、売却を反対する意見はありませんでした。

その後、地域の声を当該法人に伝えながら売却について検討しましたが、町といたしましては、11月に、地域振興、地域の活性化などにつながるなどの理由から売却する方向を固め、再度、地域の方々と意見交換を行った結果、反対意見もなく、地域の理解は得られたと判断し、売却を決定いたしました。

なお、売却価格につきましては、売買実例価格、北海道の地価調査価格、固定資産税の鑑定価格、これら三つの価格に基づき、当該法人の地域への貢献度を総合的に考慮し、価格を設定しております。

また、売却に係る補正予算を本会議に提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

五つ目に、アイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ」の開設についてでございます。

アイヌ政策推進交付金を活用して整備を進めているアイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ」を4月1日にオープンいたします。

この施設は、アイヌ教育に尽力された白井柳治郎氏の資料の展示や洞爺湖アイヌ協会の活動拠点、自治会等々とのコミュニティ活動の場、さらに子どもたちの学びの場として活用してまいります。また、当該施設において、アイヌ文化体験教室などの開催を予定しているほ

か、各団体や地域の方々が気軽に利用できる施設となっておりますので、町民への周知に努めてまいります。

併せて、同交付金を活用して購入したアイヌ文様を施した虻田地区コミュニティバスについても同日に運行開始いたします。

なお、施設の内覧会及び虻田地区コミュニティバスのお披露目を3月30日に行いますので、ご報告いたします。

六つ目に、社会福祉法人あぶた福祉会における社会福祉施設等整備についてでございます。社会福祉法人あぶた福祉会が、「障がいのある方々やその家族が安心して暮らすことのできる地域づくり」を目指す地域生活支援拠点として整備を進めておりました施設が、昨年12月25日に竣工いたしました。

施設の名称を「さぼーとステーションゆうあい」として、友愛の里相談支援センター、地域サポートセンターふれんど、研修センター、デイセンター憩いの丘、地域交流、法人事務センター等の事業が実施されることとなっております。

また、健康福祉センターのトレーニング機器につきましても、本年4月より同施設での委託業務を開始いたします。

町といたしましては、障がいのある人や高齢者が地域で自分らしく生きがいを持って暮らせるよう、さらには地域共生社会の役割を担う地域住民の交流拠点となる施設として活用できるよう協力してまいります。

七つ目に、ジオパーク圏域1市3町と郵便局との連携についてでございます。

現在、全国の郵便局では、地域と連携し、地域社会の発展・活性化に向けた様々な取組が進められております。その一環として、現在までに虻田郵便局等にジオパークのPRコーナーが常設されておりますが、さらなる連携事業として、ジオパーク圏域1市3町の郵便局における郵便配送及び営業車両53台へのジオパークPRステッカー貼付を今年度3月中に実施することになりました。

併せて、洞爺湖町内の3地域（虻田、洞爺湖温泉、洞爺地区）における郵便ポスト3台をユネスコ世界ジオパーク仕様に装飾する「特殊ポスト」とする取組をジオパーク構成市町の中で先行実施することになりました。

また、次年度には、ユネスコ世界ジオパーク認定地域の記念切手の制作を予定し、圏域郵便局との連携・協力の下で、ジオパーク圏域一体となったPR事業を実施してまいります。これにより、日本で初となる世界ジオパーク認定地域としての認知度が全国的に大きく向上するものと期待しております。

八つ目に、各種事務事業の取組状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。

以下、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議の間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

一つに、食材の寄附（洞爺湖町学校給食センターへ）でございます。

伊達市鹿島町20番地1、噴火湾胆振海区漁業振興推進協議会会長、伊達市長、菊谷秀吉氏。ホタテ貝、285キログラムでございます。

二つ目に、図書寄附（町内小中学校へ）として。

洞爺湖町ロータリークラブ会長、三浦潤介氏より、図書87冊でございます。

内訳は、虻田小学校15冊、洞爺湖温泉小学校18冊、とうや小学校22冊、虻田中学校9冊、洞爺中学校23冊でございます。

二つ目に、新型コロナウイルス感染症に関する対応等について（その12）でございます。

新型コロナウイルス感染症に関する対応等について、次のとおり報告をいたします。

（1）令和3年度、町内小中学校の入学式について。

令和3年度の町内小中学校の入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する対策を徹底した上で、次のとおり対応することとしていますので、ご報告いたします。

①参加者は、入学生、教職員、入学生の保護者、PTA会長とすること。

②入学生の保護者参加人数を極力抑えていただくことや、風邪症状のある場合は参加を遠慮していただくこと。

③在校生については、各教室のモニターを通じての参加とすること。

なお、小規模校については、身体的距離が確保できることから、状況に応じ参加を可とすること。

④祝辞の割愛など、式次第の内容を精選するとともに、式辞等を文書で配布するなど、入学式全体の時間短縮に努めること。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第6号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。
総務常任委員長の発言を許します。

五十嵐委員長。

○総務常任委員会委員長（五十嵐篤雄君） 読み上げて報告とさせていただきます。

報告第6号所管事務調査報告書。

令和3年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

総務常任委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

- 1、調査事項、入江・高砂貝塚整備事業の進捗状況について。
- 2、調査日、令和3年2月17日、水曜日。
- 3、出席委員、私、今野副委員長、越前谷委員、大久保委員、石川委員。
- 4、説明員等、教育委員会 皆見教育長、社会教育課 角田課長、野呂主幹。
- 5、調査内容。

北海道・北東北縄文遺跡群の世界遺産への登録に向け、関係自治体がそれぞれ機運を高めるべく努力をしているところです。当町においても、構成都市として各種施設の整備を行っています。平成27年より始まった入江貝塚と高砂貝塚の整備も順調に進み、令和2年度からは貝塚館の増築と展示改修工事が始まり、令和3年3月15日が工期となっています。そこで、進捗状況について調査を実施しました。

6、調査結果。

入江・高砂貝塚の増築工事はほぼ完成しており、照明や備品の設置を残すだけとなっている。ここでは、館内のガイダンスや講習、そして体験学習の場として利用されることになっている。木の素材を活かした梁や壁が印象的な室内となっている。木ならではの雰囲気を感じとれるものの、壁板の釘の露出が多少気になった。

展示改修工事については、新しい施設見学の導線を意識した配置やゾーニング（縄文人と海・縄文人と森・葬いと祈りなど）が施されていて、以前の展示に比べて改善がなされていた。展示品がないだけにイメージがつかめない点もあるが、完成後に期待したい。

このほか、今年度中に高砂貝塚公園駐車場工事、貝塚館トイレの洋式化等の工事、来年度には縄文ロード整備工事が予定されている。

これら工事の完了後の活用方針について、貝塚館を中央拠点とし、入江貝塚、高砂貝塚の3施設の位置づけを明確にし、町民参加による取組について説明があった。

町民の役に立つ史跡としての役割や児童・生徒への教育の場としての役割を十分果たせることを期待すると同時に、観光にも帰する施設として活用できるよう担当課を越えた連携も重要と思われる。

所管事務調査その2。

- 1、調査事項、新あぶた保育所建設計画の進捗状況について。
- 2、調査日、令和3年2月17日、水曜日。
- 3、出席委員、私ほか今野副委員長、越前谷委員、大久保委員、石川委員。
- 4、説明員等、教育委員会 皆見教育長、管理課 末永課長。
- 5、調査内容。

津波危険区域にある本町保育所と入江貝塚に隣接する老朽化した入江保育所の統合移築に虻田小学校の空き教室を活用することで計画されていました。しかし、小中学校で少人数学級の導入が進んだときに、教室の余裕がないと対応が難しいことから、計画が変更となり、一転、新築となりました。建設場所として「みんなの森公園」付近と示されたことから、建設場所に相応しいか。また、どんなスケジュールで進めようとしているのか等、状況調査を実施した。

6、調査結果。

長引くコロナ感染症への感染予防として、各学校では、教室での距離を十分にとることや、とれない場合は分散するなどの対応を行っています。少人数学級への対応のみならず、今後を見越した余裕のある学校施設が必要となってきます。結果的に、小学校と保育所は同一施設での運用が回避されてよかったと思われます。

一方で、早急に保育所を新築し統合する必要があります。候補地として選定された場所の選定理由の説明は概ね理解でき、適切な場所であると評価すべきと思います。また、開設までのスケジュールでは、令和3年度から始まり利用開始が令和8年度との報告を受けました。二つの保育所の差し迫った状況から5年後の開設では遅すぎると言わざるを得ません。

委員からの指摘があったように、計画を見直し期間の短縮を図り、早急に開設することが必要である。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第5、報告第7号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。
経済常任委員長の発言を許します。

下道委員長。

○経済常任委員会委員長（下道英明君） 私も読み上げて報告をいたします。

報告第7号所管事務調査報告書。

令和3年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

経済常任委員会委員長、下道英明。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

1、調査事項、洞爺湖町商工会の現況と課題について。

2、調査日、令和3年2月2日、火曜日。

3、出席委員、私、千葉副委員長、篠原委員、大屋委員、立野委員、板垣委員。オブザーバーとして、大西議長でございます。

4、説明員等、洞爺湖町商工会 鈴木会長、傳副会長、岡田副会長、八反田事務局長、茶畑経営指導員、加藤経営指導員。産業振興課からは田所課長、高橋主幹。

5、調査結果。

（1）現況について。

会員数は、令和3年1月現在302名で、商工業者の約65%が加入している。令和2年4月から12月までの会員加入者20名、脱会者8名となっている。昨年に引き続き、会員の確保に組織全体で取り組んでいる。

令和2年度の予算については、総額6,754万円で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種事業を中止したことなどから、前年度比749万円の減となったが、財源不足の改善を図るため鋭意努力している。

本年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い各種の取組を展開、実施している。

昨年1月末から、会員事業所に対し影響調査を複数回実施、飲食業を中心に売上が大きく低下しており、このままではさらに経営状況が悪化することが予想されることから、町及び議会に対し、町内の経済4団体の連名による要望書を提出。また、事業経営相談窓口の開設、会員へマスク・消毒液を安価で斡旋するなどを実施し、事業者の支援に関する各種取組を進めてきた。いまだ収束が見えない状況であることから、今後も引き続き取組が必要である。

本年度の住宅リフォーム事業については、79件（50万円未満17件、50万円以上62件）、工事金額は6,517万円で、前年度と比較し50万円未満の工事が増加している。

（2）今後の課題について。

住宅等リフォーム事業については、開始から10年以上経過していることから、初期に支援

助成を受けた建物も再びリフォームが必要な時期を迎える状況となっており、現在1回限りとしている助成の見直しが必要とされている。

所管事務調査その2。

1、調査事項、いぶり噴火湾漁業協同組合の現況と課題について。

2、調査日、令和3年2月2日、火曜日。

3、出席委員、私、千葉副委員長、篠原委員、大屋委員、立野委員、板垣委員。オブザーバーとして、大西議長。

4、説明員等、いぶり噴火湾漁業協同組合 福島副組合長、荒理事、阿部監事、細川専務理事、合田参事、木村部長、大塚次長。産業振興課からは田所課長、松崎主事。

5、調査結果について。

(1) 現況について。

令和2年3月末の組合員数は45名（漁協全体235名）で、ホタテ養殖経営体が28世帯（全体129世帯）である。

令和元年度の水揚げ量は、全体で3,376トン、7億1,454万円（組合全体1万172トン、23億800万円）であり、前年度に引き続き減少している。そのうち、ホタテ養殖貝の水揚げ量は2,202トン、3億6,351万円で、前年度と比較すると数量は357トン増となっているが、金額で8,457万円の減収となっている。

令和2年度におけるホタテ養殖貝の水揚げ量は2,041トン、3億582万円を見込んでいます。近年、噴火湾においては、高水温の傾向が高まっており、昨年は「海洋熱波」により9月でも深海の水温が高く、本来水温が下がる時期に高水温が続くなどし、ここ数年はホタテの生存率が低下し、耳づり後の夏を越せないものが増えている。また、ホタテ養殖貝単価が安価となっており、厳しい状態が続いている。

ホタテ貝のへい死の原因は現在も不明であり、試行錯誤の取組が続いているが、本年度において、調査を目的とした海洋観測ブイが伊達市黄金沖、長万部町と鹿部町に1基ずつ設置運用されることとなっており、今後の活用が期待されている。

設備の充実化や漁労作業の省力化を図るため、北海道や町の補助を受け、平成30年にフォークリフト、コンテナボックス導入事業、令和元年にはカゴ洗い機等導入事業、令和2年度はホタテ稚貝購入事業を実施している。

(2) 今後の課題について。

ホタテ貝の大量へい死に伴う水揚げ量の減少と雑物処理による作業量の増加に伴い、漁業者の負担は、以前より大きくなっている。

また、新たな取組として、高級食材として用いられているナマコの魚礁整備を進め、漁業振興を図りたいと考えているが、事業に係る費用も高額となることから、町による支援助成が必要となっている。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑を受けたいと思いますが、ご

いますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を10時50分といたします。

（午前10時35分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前10時50分）

◎令和3年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長（大西 智君） 日程第6、令和3年度町政執行方針について並びに教育行政執行方針についてを議題といたします。

まず、令和3年度町政執行方針の説明を求めます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 令和3年3月会議の開会に当たりまして、町政に対する所信の一端と、令和3年度予算における主要な施策についてご説明申し上げ、議員各位をはじめ、町民皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年2月から拡大した新型コロナウイルス感染症の影響は、町の産業に深刻な打撃を与え、私たちの暮らしを大きく変えました。街から観光客の姿が消え、町民の皆さまの日常生活や経済活動が思うようにできない状況が続いています。また、新しい生活様式を踏まえた事業の実施や観光の在り方、新技術の普及など、これまでとは異なる対応も求められています。

このような状況の下、新型コロナウイルス感染症のまん延により、感染された方々の早期の回復に奮闘されている医療従事者の皆様、厳しい経営状況を余儀なくされている中、苦しくなった日々の生活と戦っておられる事業者や従業員の皆様、感染防止に細心の注意を払ってサービスを提供されている福祉・介護・教育関係者の皆様、暮らしや仕事を守るための対策に奔走されてこられた関係者の皆様、そして制約や不安がある中で感染予防の徹底に努めてこられた町民の皆様と力を合わせて対策に取り組んできました。改めて皆さまに心から敬意と感謝を申し上げます。

私は町長に就任以来、各産業の振興と3地域の発展を柱に、防災対策、福祉・子育て支援の充実、生活環境の改善、安定した公共サービスの提供など、町民の皆様が安心と希望をもって暮らせるよう、様々な施策を通じてまちづくりに全力で取り組んできました。

しかし、長引くコロナ禍における皆様の窮状と奮闘を目の当たりにし、改めて「町民の皆様が安心して活躍できる暮らしを守る」ことが、町政を任せていただいた責務であると感じております。

今後も感染症対策に万全を期すとともに、地域経済や町民生活を下支えし、町一丸となってこの難局を乗り越えてまいります。

これまで、まちの将来と今後の課題や負担等も踏まえながら、町民生活の安定と産業の発展に取り組み、町道の改修や公営住宅、上下水道といったインフラ施設の長寿命化なども計画的に行ってきました。本年はリニューアル工事を行った「入江高砂貝塚館」や洞爺湖町アイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ」、「中島・湖の森博物館」が供用開始となる予定で、JR洞爺駅のエレベーター整備や光回線未整備地区の解消なども順調に進めております。

一方で、昨年12月末現在の洞爺湖町の住民基本台帳人口は8,492人となっています。転出超過の解消や子どもの減少抑制に向けて「第2期洞爺湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を継続しておりますが、人口減少と少子高齢化が依然として進んでおり、今後もその傾向は続くものと考えられます。また、財政状況を見ると、将来的に社会保障関係経費や老朽化対策を含む施設関係経費が増加する反面、収入の減少が見込まれることから、恒常的な財源不足が生じる厳しい町政運営となることが想定されています。

本年は「第2期洞爺湖町まちづくり総合計画」の計画期間の中間年ともなります。人口減少社会を町として力強く前向きに生き抜いていくために、これまでの成果を検証し、改めて今後の事業計画と行財政改革プランの作成により、「人口規模に見合ったまちづくりへの積極的な投資」と「堅実な財政運営」の両立を目指してまいります。

地方の重要性が再認識される中、ポストコロナ時代を見据えた通信環境などの整備や技術導入を支援するなど、豊かな環境のこの町で安心して働き続けられるよう、観光業、農林業、水産業、商工業、医療福祉産業を支援してまいります。

また、洞爺湖町ふるさと応援団やふるさと納税などを通じて、火山が作り出した大地、食、景観など、洞爺湖町にしかない魅力を全国に発信しながら、関係人口の構築と拡大を図ってまいります。

引き続き、子育てや子どもたちへの支援の充実と、高齢になっても暮らしやすい生活環境の構築を進めることで、人口減少社会にあっても活気のある地域社会実現に向けた取組を進めてまいります。

それでは、令和3年度予算について申し上げます。

令和3年度の一般会計予算は、例年と同様に経常経費を抑えながら、子育て支援対策、教育環境の充実、生活基盤のインフラ整備、老朽化した公共施設の長寿命化、各産業の振興を重点施策とし、総額として前年度に比べ2億5,508万円減の73億4,600万円となったところで

す。後年度の財政負担を軽減するため、繰入金として合併地域振興基金、公共施設等整備基金を活用し、歳入不足分について財政調整基金を取り崩して補填しております。

歳入の根幹である町税は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済の落ち込みにより減額を見込み、地方交付税は令和2年国勢調査人口の減が見込まれるものの、国の地方財政計画における一般財源総額の伸び率を勘案し、増額を見込んでおります。町債は、普通建設事業の減少に伴い、前年度より減額となっております。

歳出では、普通建設事業で洞爺駅構内エレベーター整備、虻田地区・温泉地区町道整備、

補助費等で西いぶり広域連合への電算移行経費を新規で計上しております。

各特別会計繰出金、公債費は増額、人件費は給与費や会計年度任用職員の継続雇用に伴い増額となっております。

特別会計では、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計でそれぞれ前年度より減、公共下水道事業特別会計は施設の長寿命化、介護保険特別会計は第8期計画における給付費、後期高齢者医療特別会計は広域連合納付金の伸びなどから、それぞれ前年度より増となりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、「感染症の拡大防止」、「町民生活の安定化」、「地域経済の回復」の三つの柱により、引き続き取り組み、ポストコロナ時代に対応した感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、町民の命と健康、安定的な暮らしを守り、地域経済の速やかな回復を目指すため、適宜補正予算等により柔軟に対応してまいります。

各会計の予算総額は以下のとおりとなっております。

一般会計につきましては73億4,600万円、前年度比で3.4%の減でございます。国民健康保険特別会計においては13億5,015万円、前年度比5.9%の減。公共下水道事業特別会計では9億5,044万円、前年度比16.1%増。介護保険特別会計では11億9,684万円で、前年度比8.4%の増。簡易水道事業特別会計では1億3,025万円、前年度比41.2%の減。後期高齢者医療特別会計では1億7,879万円、前年度比3.7%の増。水道事業会計では、収益的収支で2億5,744万円、前年度比で4.7%の減。資本的収支では2億1,528万円、前年度比で44.3%の増となっております。

次に、令和3年度予算の主な施策と取組を、まちづくり総合計画の施策体系に基づきご説明申し上げます。

まずは、定住を促す住みよい環境のまちづくりであります。

人口減少社会にあって、インフラ整備や生活環境の充実については、将来的な人口推移や人口分布を見極めながら計画的に進めるとともに、感染症防止対策も含めた災害への備えなど、あらゆる分野における安全・安心の構築を推進してまいります。

住みよい環境整備に向け、虻田地区環境整備事業及び洞爺湖温泉大通り線改良事業の継続など、計画的な町道の整備を進め、安全性や利便性・機能性の向上と国土強靱化につながる国道・道道の整備要望を引き続き行ってまいります。

住宅環境においては、住宅リフォーム支援や空き家バンク事業を継続し、町内での居住を促します。また、子育て応援住宅、定住促進住宅を適切に運営するとともに、町営住宅については、「洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した団地の解体と修繕工事を実施します。

移住促進に向けては、ワンストップ窓口による相談・サポートを継続し、洞爺湖町での暮らしを思い描けるよう関連する情報の一体的な提供に努めます。また、首都圏での移住フェアやオンラインによる移住相談会等も活用し、洞爺湖町へのU Iターンにつなげます。

チャレンジショップや地域おこし協力隊については、経営や活動が軌道に乗り定住につながるよう、支援を継続いたします。

地域の足として重要な路線バスやコミュニティ交通については、コロナ禍の影響に伴う利用者の減少等により各事業者の経営も厳しくなっています。運行を継続しながら、持続可能な移動手段の確保に向けて、今後の町全体の交通体系の在り方を検討してまいります。

消防・防災体制については、過去の噴火災害の教訓や経験を確実に次世代へ引き継ぐため、北海道及び伊達市・豊浦町・壮瞥町と連携した総合防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図るとともに、職員の災害対応力の向上を図ります。さらに、地域と一体となった防災力の強化のため、自主防災組織の設立支援を行い、自助・共助・公助の枠組みを確立してまいります。

津波災害対策として、北海道から近く公表される新たな津波浸水想定を基に津波ハザードマップを作成し、津波浸水想定区域の周知徹底を図ってまいります。

上水道・簡易水道事業については、配水管の新設工事や布設替工事、監視制御設備の更新工事を計画的に実施し、安全で良質な水の安定供給を図ってまいります。

また、下水道事業については、公有水域の水質保全と生活環境の保持を図るため、引き続き、処理施設の長寿命化と下水道施設の適切な管理を行います。

いずれの会計においても、今後も一層の効果的な管理と効率的な収納率の向上に努め、経営の健全化を図ってまいります。

オンラインによるテレワークなど新しい生活スタイルが定着しつつある中、情報通信基盤整備は社会・経済活動にあって必要不可欠なものとなりました。光回線未整備地区の解消を目指すとともに、新技術等の活用について検討を進めてまいります。また、行政システムについては、西いぶり広域連合共同電算システムに移行し、効率化を図ってまいります。

廃棄物処理については、西いぶり広域連合が進めている新中間処理施設の整備・運営事業者が決定しました。今後は、既存の廃棄物処理施設の老朽化対策を最小限にとどめ、西いぶり広域連合及び構成市町と連携しながら新施設の完成を目指します。また、引き続き、ごみの分別排出の徹底やリサイクル活動の継続、ごみの減量化を推進し、4月からはガス缶、ライター等の危険ごみを分別収集いたします。さらには、自然環境や景観の保全に向けて、不法投棄の監視活動や河川・海岸等における水質測定等を実施してまいります。

西胆振行政事務組合において共同整備が進められてきた新火葬場が、名称を「伊達火葬場」として4月1日に供用開始となりますが、虻田火葬場についても施設の長寿命化を図りながら、適正管理に努めてまいります。

交通安全対策については、全国的に高齢者の運転による交通死亡事故が多発していることから、交通安全町民運動推進委員会を中心に、伊達警察署等の関係団体と連携・協力し、交通安全運動を推進します。また、車両交通量の多い交差点の信号機について、関係機関に対し引き続き要望いたします。

防犯対策については、今後も関係機関・団体と連携し、防犯活動を推進するとともに、昨

年創設した「洞爺湖町見守り隊」については、活動の裾野を広げるため、隊員の登録獲得に努めます。

さらなる悪化が懸念される雇用情勢に対しては、地域経済の下支えに努めるとともに、引き続き北海道やハローワーク、西胆振地域通年雇用促進協議会、洞爺湖町商工会とも連携を図り、事業者や労働者が活用できる制度の周知を行います。また、雇用につながるよう町内企業の求人情報等の発信に努めます。

次に、誇れる地域特性を活かしたまちづくりであります。

新型コロナウイルス感染症の影響から、観光客が激減し、特に外国人観光客は皆無に等しい状況となっています。観光客の皆様安心して来ていただけるよう、感染予防対策を徹底するとともに、洞爺湖有珠山ジオパーク、北海道・北東北の縄文遺跡群等の貴重な自然、歴史、遺産等の質を高め、ポストコロナ時代を見据えた新しい観光スタイルの確立を目指してまいります。

国内初のユネスコ世界ジオパークに認定された自然景観等は、優位性が独自の減災教育プログラムや、ここだけの野外体験の提供等に活かされることで、ここにしかない価値への気づきにつながると考えております。1市3町連携の下、引き続き、優れた地域資源に光を当て、「感動・共感」を生む取組を推進してまいります。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、本年開催予定のユネスコ世界遺産委員会において審議される見込みとなっております。町内外への発信の継続や「入江高砂貝塚館」のリニューアルオープンなど、世界遺産登録を見据えて準備を進めてまいります。

観光振興については、道内外の移動が積極的になることを見据え、観光協会等の関係組織と連携し、洞爺湖観光への誘客を図ってまいります。

洞爺湖温泉大通り線やJR洞爺駅ホームのエレベーター整備による受け入れ態勢のほか、洞爺湖温泉や駅前広場の花壇をオブジェと花で装飾することにより、町民の皆様やお越しいただく観光客の皆様の癒しの空間を創出いたします。

また、美しい景観と歴史的に貴重な資源を保全することを目的に令和2年度に景観計画策定委員会が作成した計画案を基に、「洞爺湖町景観計画」を策定し、適切な景観の保全に努めます。

新たな観光施設としては、「中島・湖の森博物館」が4月末にオープンいたします。展示コーナーでは、ジオパーク情報ゾーン・洞爺湖と中島の自然ゾーン・中島散策情報ゾーンに分けて紹介するなど、洞爺湖周辺及び中島の魅力を分かりやすく伝える施設として活用いたします。

観光客の安全対策として、民間大規模建築物の耐震改修工事に対する支援を継続いたします。

洞爺湖マラソンは通常大会を中止とし、オンラインによる大会として開催します。他のイベント等につきましても、今後の感染状況を勘案して開催の可否を判断してまいります。

洞爺地区においては、財田地区の自然観察遊歩道等をクラウドファンディングなども活用

し、年次計画により再整備を行います。湖畔利用につきましては、自然環境の保護と利用の好循環を実現するため、関係団体等と協議した新たなルールの下、優れた自然景観をPRし、水の駅を拠点とした受入れ態勢の充実を図ってまいります。

洞爺湖芸術館については、特別展・所蔵展の開催に加え、屋外でのワークショップを展開し、魅力を高めます。本年度も専門家等から助言をいただきながら、害虫の防除対策の実施等も含め、所蔵作品の適正な保存管理と活用に努めてまいります。

また、洞爺いこいの家周辺の町有地を活用した振興策についても、引き続き町民の皆様や議員各位へ情報を提供し、協議してまいります。

次に、競争力のある地域に根ざした元気産業のまちづくりであります。

農業生産基盤の整備については、令和3年度から生産基盤の基本である用水の安定供給のため、「国営畑地かんがい排水事業」の大原二期地区の本体工事が開始されるほか、畑の基盤整備や用水整備を実施する「道営土地改良事業」の調査設計が実施されます。

また、財田・川東地区の幹線用排水の整備を引き続き実施し、作業効率の向上による「財田米」の生産能力の向上を図ることで、水田農業の維持発展を支えてまいります。

農業振興としては、JAとうや湖で取り組んでおりますクリーン農業を引き続き推進するため、土づくりに重要な土壌分析の実施や農畜産物のPR活動の推進、生産性の向上が期待できるスマート農業の推進に関する情報提供を行います。

また、農業・農村の多面的機能の維持を図るための地域共同活動への支援やドローンも活用した有害鳥獣の捕獲と防護に引き続き取り組んでまいります。

林業については、森林環境譲与税を有効に活用し、適切な森林の整備や人材育成、木材利用の促進につながる取組を計画的に進めてまいります。

基幹漁業であるホタテ貝養殖業においては、平成28年度から続く大量へい死による大幅な水揚げの減少や、雑物付着による処理費用の増加に追い打ちをかけるように、新型コロナウイルス感染症の影響で輸出や外食需要の減少等により価格が低下し、厳しい経営状況となっています。

大量へい死の原因究明について北海道への要望を継続するとともに、雑物処理費用の負担軽減や、ホタテ貝養殖経営の安定を補完する取組として、ウニの種苗放流を引き続き支援します。また、新たな取組として、なまこ養殖漁場を整備し、資源増大を図ることで漁業経営の安定化につなげてまいります。

内水面漁業の振興については、増養殖事業によるワカサギやヒメマスの資源の維持回復や漁業経営の安定化、洞爺湖の生態系を維持するため、老朽化したふ化場の大規模改修に対し支援してまいります。

商工業については、町内中小企業の経営安定化を図るため、引き続き商工会に対し支援するとともに、企業の事業継続と雇用の安定を下支えするため、経済対策の検討を行い、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、「洞爺湖町創業支援計画」に基づき、洞爺湖町商工会、地域金融機関と連携した新

たな創業者に対する支援を継続してまいります。

次に、心豊かに子どもを育むまちづくりであります。

子どもたちへの支援や子育て環境の改善は、人口減少を抑制する上でも、重要な位置づけとなります。

子育てしやすい町として実感でき、働く若い世代の定住につながるよう子育て世代への支援の充実を図り、子どもたちが夢や希望を持って成長できる環境づくりに努めてまいります。また、保育や教育環境の充実については、教育委員会と連携を図りながら取組を推進してまいります。

子育てに関する支援体制の強化として、今年度より健康福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置します。妊娠期から子育て期にわたる育児等に関する様々な困り事に対応し、切れ目のない支援を提供できる体制を整えてまいります。

また、子どもを産み・育てることに希望が持てるような支援内容等を周知するとともに、医療機関等と連携した相談や支援を継続します。妊婦健診や不妊治療費、未熟児等養育医療費等の助成の継続に加え、新たに多胎妊婦への検査助成回数を増加し、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケアについても実施いたします。

出産祝金やおむつ用ごみ袋の支給、中学生までの医療費やインフルエンザ予防接種費用の無料化、胃がんの発生を予防するための中学2年生を対象としたピロリ菌検査、新生児聴覚検査など、保護者の経済的負担の軽減も継続して実施してまいります。

栄養教室による食育活動を推進するほか、子育てサロンを開放し、母子の交流を促進いたします。

次に、やさしさあふれる健康福祉のまちづくりであります。

町民の皆様的心身ともに健やかな暮らしのため、安心して受けられる医療やサービスを確保し、日常生活に支援を必要とする方に適切な支援が行き届くよう、医療、保健、福祉、介護、住民が連携した取組を推進いたします。

新型コロナウイルス感染症については、昨年から猛威を振るい、町内においても集団感染が発生するなど、感染予防対策が重要となっています。感染予防対策の徹底と、新型コロナウイルスワクチンの早期接種体制の確立に向け、医療関係者と協力しながら準備を進めてまいります。町民の皆様に向けた正確な情報提供と説明を行い、順次接種していただけるよう努めてまいります。

医療の充実としては、町内医療関係者と連携し、引き続き地域医療を確保します。町内の一次救急並びに広域連携による救急医療体制への支援を継続してまいります。

保健・予防においては、早期発見・早期治療による疾病と重症化を予防するため、引き続き、基本健診やがん検診等の受診勧奨と受診結果を活用した適切な支援や、健康教室・健康相談を実施します。個別予防接種についても、接種勧奨により接種率の向上を図るとともに、高齢者に対するインフルエンザワクチン接種費用の助成を継続いたします。

また、健康維持に重要な口腔ケアを推進するため、後期高齢者の歯科健診や成人の歯周疾

患検診を継続し、適切な治療へとつなげてまいります。

国民健康保険は、財政運営責任主体の北海道と協力・連携し、安定運営に努めます。また、引き続き、特定健診の受診率向上と、医療費の適正化に取り組んでまいります。

後期高齢者医療保険は、北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の安定的な運用を推進してまいります。

本年4月に洞爺湖町アイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ」が開設となります。この施設では、名誉町民である白井柳治郎氏の功績を称え、この町でアイヌ民族との共生に尽力された軌跡を貴重な資料とともに展示いたします。また、アイヌ文化の伝承者を育成する事業や、町民の皆様にアイヌ文化を感じていただく体験教室等を行うほか、新たな地域の交流拠点としても活用いただき、文化の伝承と理解・尊重を深めてまいります。

地域食堂については、子どもから高齢者まで世代を問わず気軽に立ち寄れる居場所づくりとして支援を続けてまいります。

令和3年度より「第8期洞爺湖町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者に対するサービスを継続するとともに、要支援・要介護認定者や認知症等の支援が必要な高齢者の増加による介護サービス給付費等の増加を踏まえ、介護保険料を改定し、介護保険事業の健全な運営を図ってまいります。

また、地域包括ケアシステムの構築の下、地域包括支援センターを中心に実施する要支援者に対する支援と介護予防事業に加え、外出自粛に伴う虚弱化対策として、自宅でもできる取組の周知や的確な情報提供等を行ってまいります。高齢者の相談への対応としては、生活活動コーディネーターを引き続き配置するとともに、認知症に関する支援についても継続してまいります。

障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、町内の社会福祉法人や障がい児発達支援事業所と連携の上、地域生活支援拠点を整備し、障がい者福祉の充実に努めてまいります。また、手話奉仕員の養成や小学校での手話の学習会を引き続き実施してまいります。

最後に、人が輝きと賑わいを生み出すまちづくりであります。

地域の賑わいや暮らしの活力、安心感には、良好な周りの人との関わりやつながりが重要です。適切な感染症対策の下、町民の皆様の活動やコミュニケーションが活発に行われるよう後押しをしてまいります。

また、これまでの施策を検証し、将来のまちづくりを見据えた改革を推進してまいります。

地域コミュニティにおいては、引き続き地域担当職員の活用等による自治会との情報共有と連携を図りながら、コミュニティ活動への支援を行ってまいります。また、社会福祉協議会が実施している有償ボランティア事業や各種団体の活動、イベントの開催等を支援し、町民の皆様の参加を促してまいります。

姉妹都市・友好都市との交流事業については、引き続き実施し、交流を深めてまいります。

コロナ禍の影響により現在受入れを中止しております英国ボランティア青年受入事業については、今後、受入れ可能な状況等を見極めながら関係機関と調整を進めてまいります。

以上、令和3年度の町政執行に臨む、私の基本的な所信を申し上げます。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染状況により、社会情勢はいまだに先行きが不透明であります。開催延期となった東京オリンピック・パラリンピックの聖火が洞爺湖温泉街を駆け抜けるほか、入江・高砂貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に期待がかかるなど、明るい話題もあり、町民の皆様とともに盛り上げていきたいと考えております。

そして、賑わいのある日常の回復を共に実感できる日を目指し、一つ一つ着実に課題解決に取り組ながら、この町に住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいります。

町民の皆様、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 続いて、教育行政執行方針の説明を求めます。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 令和3年度の教育委員会所管の主要な方針について申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症という新たな感染症が地球規模で猛威を振るい、日本国内でも多くの尊い命が失われ、社会経済にも甚大な影響が生じている中、安心して健やかに生活を送ることができるよう、全国各地で懸命な対策が進められております。

教育分野においては、小中学校等が全国一斉に臨時休業となるなど、教育活動に大きな影響と困難をもたらしました。

ポストコロナ期における教育を推進するため、感染対策をしっかりと図りながら、国のIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台の端末環境による学習活動の本格導入によるICT教育の推進などに取り組んでまいります。

また、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンを教育の柱として、学校、保護者、そして地域が相互理解の下、この自然豊かな洞爺湖町の地域資源を活用し、未来ある子どもたちが、将来輝くことのできる人材として育むために必要な環境づくりと町民の誰もが主体的に学び続け、活力ある生涯学習社会実現に努めてまいります。

以下、主な方針を申し上げます。

第1は、幼児期の保育及び教育の推進であります。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の根幹として重要な時期であり、「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を尊重し、幼児教育を推進します。

子どもたちが集団の中で遊びや生活を通して、生きる力を培うことができるような保育を進めるとともに、幼保間の交流や小学校へのスムーズな連携、接続を重視した環境づくりに努めます。

本町保育所と入江保育所の統合については、小学校では35人学級が今後導入されることから、虻田小学校の空き教室を確保し、学校本来の機能向上のため、みんなの森公園を新たな統合移築先とした基本計画を策定します。

また、一時預かり保育事業については、継続して実施します。

幼児教育の無償化の対象とならない児童の保護者への支援として、利用者負担額（保育料）や副食費を現行の2分の1とする軽減対策を引き続き実施します。

第2は、学校教育の推進であります。

新型コロナウイルス感染症から子どもたちの命と健康を守るために、「学校の新しい生活様式」に基づき、きめ細かな感染症対策と「確かな学力」「健やかな身体」「豊かな人間性」の向上を図り、社会で生きていくための力の育成を図ります。

学校が地域の核となり、地域全体で子どもたちを支える仕組みのコミュニティスクール（学校運営協議会）の活動を推進し、地域とともにある学校づくりに努めます。

新学習指導要領は、小学校においては、外国語教育やプログラミング教育（問題を解決するための力を養う教育）の効果的な授業づくりを進めます。

中学校は、本年度から全面実施となることから、基礎学力の向上に努めます。

また、小学校、中学校ともに、GIGAスクール構想の下、ICT（情報通信技術）を取り入れた教育のさらなる充実に努めます。

小・中連携教育については、乗り入れ授業を引き続き実施するとともに、一貫教育制度についての調査研究を引き続き進めます。

教育指導専門員、学習支援員、外国語指導助手などを引き続き配置するとともに、外国から転入する児童生徒への支援員の配置など、学校運営や授業の充実に支援します。

学力向上については、洞爺湖町教育改善推進事業による取り組みや、町単独の学力検査、中学生対象の各種検定料助成を引き続き実施し、児童生徒個々の学習活動における課題を見据え、授業改善の取組により確かな学力の定着を図ります。

特別支援教育については、支援員や介護員を継続配置します。

幼児期から使用できる個別支援ファイルの活用を浸透させ、「指導計画」「教育支援計画」の充実に引き続き努めます。

ふるさとへの愛着と誇りを持つための「ふるさと教育」を推進し、環境教育、防災教育については重要なテーマとして、火山マイスターなど専門家や関係機関の協力を得ながら、避難所体験学習会、一日防災学校、噴火遺構の学習などを連携して行います。

道徳教育については、発達段階に応じた基本的な規範意識や公正な判断力、自らを律しつつ粘り強くたくましく生きる力、かけがえのない自他の生命を尊重する心など、豊かな心の育成に努めます。

いじめ、問題行動、不登校等については、学校、家庭、地域及び関係機関の連携により適切な対応に努めます。

特に、いじめについては「洞爺湖町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止及び早期対応に取り組みます。

また、不登校児童生徒については、教育指導専門員や学校、そしてスクールカウンセラー（心のケア支援員）など、関係者が連携して柔軟な取組を進めます。

体力の向上については、各学校の取組を支援します。

健康を守る取組としては、むし歯予防のためのフッ化物洗口事業を継続して実施します。通学路については、地域の方々や関係機関などで構成する洞爺湖町通学路等安全推進会議において検討し、安全確保に努めます。

また、交通安全教室などを通して子どもの安全対応能力を高めるとともに、防犯協会などの協力をいただき、地域で子どもたちを守り育てる体制づくりに努めます。

洞爺地区等高校生通学費等助成事業につきましては、継続実施するとともに、制度の在り方の検討を進めます。

虻田高等学校は地域連携特例校となり、再編基準の緩和とともに、地域との連携が求められています。虻高未来づくりフォローアップ活動推進委員会とも連携し、地元の中学生の入学者増を図るなど、支援を継続実施するとともに、魅力ある学校づくりのためのフォローアップ活動に取り組みます。

学校施設等については、施設などの破損、修繕状況等を確認しながら、順次改善を図るとともに、施設長寿命化計画に沿い、年次的な改修を進めます。

老朽化が進む虻田中学校の施設について、今後の方向性を関係機関や北海道教育委員会等との協議を引き続き進めます。

多忙を極める教員の働き方改革については、時間外勤務の縮減に向けた取組を進めます。併せて、中学校の部活動についても、「洞爺湖町立学校に係る部活動方針」に基づき取り組みます。

中学生による姉妹都市箱根町との親善交流は継続して実施し、「洞爺湖子ども芸術文化フェスティバル」についても、全校児童生徒参加の開催とし、引き続き学校間、世代間交流の充実を支援します。

町育英資金貸付及び給付事業について、さらなる制度の充実を図り、地域社会で活躍することができる人材育成につなげるため、引き続き進学、就学の支援を行います。

学校給食については、より一層の安全安心な給食提供に努めます。

給食を通して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の育成とともに、地域の特色を活かした魅力ある給食の提供を図ります。併せて、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図ります。

また、衛生管理や施設管理を適正に行うとともに、老朽化が進む虻田給食センターの状況を踏まえ、検討委員会を立ち上げ、統合を含め、今後の方向性について検討を進めます。

第3は、社会教育の推進であります。

「第3次洞爺湖町社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域がより一層連携し、世代を超えた人とのふれあいや様々な体験活動を通して、心豊かに学び続けることができるよう、当町の教育資源を活用した学習や文化・スポーツ活動など、地域の皆さんとともに推進します。

乳幼児教育については、親子のふれあいや望ましい生活習慣の定着を推進する「子育てメソッド（子育ての仕方）形成事業」や、7か月健診時に絵本を提供する「ブックスタート事

業」を引き続き実施し、家庭教育に関する情報提供や母親同士の仲間づくりの機会を提供する「子育てセミナー」についても支援します。

少年教育については、「洞爺湖GENKIDS」などの体験活動や異年齢間の交流を促し、ジュニアリーダー研修によるリーダー養成に努めます。

また、情報通信技術の進展に伴い、他者との関係づくりに課題が生じている現状を踏まえ、電子機器を使用しないボードゲームを奨励し、各種事業での活用や拠点づくりを通してコミュニケーション能力の向上を図ります。

三豊市との交流事業「ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアー事業」については、交流実施時期の調整を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に留意しながら、引き続き両市町の友好関係を一層深めるよう取り組みます。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、子どもたちが楽しく、安心・安全に過ごせる環境の維持に努めます。

学校支援地域本部事業については、各小中学校のコミュニティスクール（学校運営協議会）と連携しながら、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。

地域未来塾事業については、小中学生を対象に放課後の学習機会を提供し、基礎学力の向上や学習の習慣を身につけることができるよう、引き続き学校、地域と連携して一層の充実を図ります。

IT遠隔教室事業については、アイヌ政策推進交付金を活用し、高校入試における受験対策として、通信ネットワークにより東大生講師から質の高い授業を受け、確かな学力の習得を目指します。

青年・成人教育については、まちづくりのための人材育成を目的として、自主的、主体的に行う研修などの支援に努めます。また、地域活動への参加や幅広い学習機会の提供を行い、交流の促進を図ります。

女性教育については、地域における女性団体活動の促進やリーダーの養成につながるよう支援します。

男女共同参画事業については、「洞爺湖町男女共同参画計画」を策定するに当たり、現状の把握や課題、意見徴収など、地域住民や関係団体と連携して進めます。

また、男女が共に学べる機会としての「きずな学級」を通して、男女共同参画に対する意識の普及と充実を図り、情報提供や啓発に努めます。なお、女性リーダー養成研修は、引き続き派遣を継続し、学んだ学習成果を地域に還元していく機会の提供に努めます。

高齢者教育については、「いきいき学園」などを中心に、学習意欲の高揚や知識の習得を図りながら、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりに努めます。

また、高齢者の持つ豊かな知識や経験、能力を地域で生かせるよう支援するとともに、少年事業との異世代交流を進めます。

芸術文化の振興については、町内文化団体等との連携を図り、子どもから大人まで芸術文

化に親しむ機会や優れた舞台芸術に触れる機会、各種サークルなどが日頃の活動成果を発表する機会の提供にそれぞれ努めます。

高砂貝塚の保存整備事業については、本年度は整備が終了した高砂貝塚公園や入江・高砂貝塚館の供用開始に向けて、情報の発信や体験学習などの利活用に取り組みます。

また、入江・高砂貝塚館の既存棟における屋上防水工事や入江貝塚公園トイレの改修など、さらなる利便性の向上に努めます。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」のユネスコ世界文化遺産登録については、ユネスコ世界遺産委員会において審議が行われる見込みとなっており、より一層、関係機関と連携しながら情報発信を行い、登録に向けて全力を上げて取り組みます。

また、遺跡の現地説明会や縄文関係団体との連携、縄文ボランティアガイドの育成のほか、縄文文化を町内外へ広く発信し、貴重な遺跡への理解を深めていただくよう努めます。

虻田郷土資料館並びに洞爺郷土資料室については、地域ごとに特色ある収蔵に努め、適切な保存と展示に努めます。また、学校教育と連携し、子供たちに郷土の歴史に対する知識と理解を広げるため、資料に触れる機会をつくります。

町内の指定文化財についても、地域の大切な資源と捉え、適切な保存と活用を図ります。また、貴重な郷土芸能の保存・伝承のため、町内3地区の獅子舞保存会の活動を支援し、地域に根ざした文化の継承に努めます。

読書活動については、子どもから大人まで自主的な読書活動を促すため、図書検索システムの活用促進を図り、図書施設の利用促進に努めます。

また、関係団体の協力を得ながら実施している「読書感想画・読書紹介文事業」は、小中学校との連携の下、読書活動の一層の推進を図ります。

なお、みずうみ読書の家は、利用者が年々減少していることから、新たに憩いのスペースを設け、地域の皆さんが気楽に立ち寄り、図書に触れてもらえるよう一部修繕を行い、管理方法の一部見直しを図ります。

スポーツ活動の推進については、オリンピックイヤーに伴い、スポーツに対する機運も高まっていることから、体育協会などの関係団体やスポーツ推進委員との連携の下で、スポーツを通じた仲間づくりや健康・体力の維持増進を図るとともに、ニュースポーツの普及に取り組むなど、各種事業への参加促進に努めます。

社会教育施設及び社会体育施設については、適正な維持管理を行い、誰もが安心して利用することができるよう環境整備に努めます。

虻田小学校グラウンド夜間照明の設置については、地域における少年スポーツの発展やさらなる活動の場を提供するため、照明の増設に取り組みます。

以上、令和3年度の主要な方針を申しあげました。

新型コロナウイルス感染症という人類に突きつけられた脅威に我々は立ち向かい、そして英知を結集し、いずれの日には必ず克服できるものと確信しています。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら十分な予防対

策を講じた上で、学校、保護者、そして地域を含め、教育を支える全ての関係者皆様のご理解とご協力をいただき、子どもたちをはじめ、全ての町民の皆様が心豊かな生活を送ることができるよう、本町教育の充実に取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（大西 智君） 以上で、令和3年度町政執行方針について並びに教育行政執行方針についての説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

(午前11時58分)

-
- 議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

- 議長（大西 智君） 午前に引き続き、会議を続けます。

◎一般質問について

- 議長（大西 智君） 日程第7、一般質問を行います。

本日は、6番、五十嵐議員から2番、大久保議員の3名を予定しております。

初めに、6番、五十嵐議員の質問を許します。

6番、五十嵐議員。

- 6番（五十嵐篤雄君） 6番、五十嵐でございます。

今回は、一つ目として、新型コロナ感染症対策の今後についてということで、特にワクチンの接種に関わる質問、それと二つ目として、高齢者に寄り添った取組についてということで、自分自身の希望を書き残すエンディングノートの取組について、この2点の質問をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナ感染症対策の今後についてであります。

感染症予防対策の一貫として、ワクチンの接種が始まります。自治体を実施することとなっておりますけれども、住民への情報提供として準備状況はどうかということで質問をさせていただきます。

新型コロナが日本での発生が確認されて1年以上が経過したところであります。どこから手をつけていいかわからないような状態の中で、取りあえず、手洗い、うがい、マスク、3密の回避などの対応で何とかしのいでまいりましたけれども、感染者がなかなか減らないという状況です。感染者の増加を見るたびに、緊急事態宣言ということで、それを発出することによって一時的には減少するということがありますけれども、再びまた増加に転じて感染者が激増するということの繰り返しで今日に至っているということでもあります。

事態の収束がなかなか見通せない状況の中で、最近では、感染者の数、重症者の数が少しずつですが減少しているという状況、また、医療機関の状況にも改善の兆しが見える

というような状況になっております。

当町でも皆さんご存じのとおり、医療機関でクラスターの発生がありましたけれども、現在はようやく落ち着いて、また管内の胆振全体でも感染者がゼロという日も何日か出てくるようになりました。

病気に対しては、一般的には予防、それから治療というふうに分けて考えることができるとは思いますが、この感染症においては、治療法が確立されていないというのが現状であります。しかし、予防対策としてのワクチンというのが大変注目されていて、救いの手といえますか、今現在ではこのワクチンに頼らざるを得ないという状況なのかもしれません。

しかしながら、残念なことにこの手のワクチンに関する情報というのがなかなかはっきりしない状況がありまして、私どもも情報としてはマスコミでしか得られないような状況が続いているのが現状です。

日本国内でも、医療関係者から接種が始まっているということも報道されておりますけれども、いずれやってくるだろう私ども町民への接種はどうなるのだろうかということで、5項目ほどちょっと聞きたいことを用意してございますので順次伺っていきたいと思います。

そこで、まず第一番目でございますが、接種の順番及び時期、それと場所についてどのように考えていらっしゃるか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、国から示されております順番につきましては、先ほどお話しのとおり、まず、一番優先されるのが医療従事者ということになってございます。その次に65歳以上の高齢者、3番目といたしまして基礎疾患を有する者、その後高齢者施設等の従事者、その後60歳から64歳、その後となりますが16歳以上の一般の方に対して順次行われる予定となっております。

接種時期につきましては、2月17日から、国立の医療機関から開始されております。2月24日付の厚労省の通知では、4月12日から各都道府県の一部地域から接種が順次開始されるよう、4月5日から19日までの週で、道内に22箱の1瓶から6回接種したとして約2万5,000回分のワクチンが発送されて来るということになっております。

発送先は、北海道が市町村の割り振りをするというので通知が来ておりました。それで、洞爺湖町への配付を北海道へ確認したところ、現段階では配付先については未定だということで回答をいただいているところでございます。

その後、厚生労働省からの通知で、4月26日の週には数量限定ではありますが全市町村に発送される予定との通知がありました。その時期を一つの目安として、接種の開始時期について医療機関と現在調整を行っているところでございます。

接種の場所につきましては、虻田地区と洞爺地区で集団接種、個別接種による接種が行えるよう現在医療機関と調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） この一般質問の通告をしたときには、確かに不確実な要素がたくさんございまして、しかしながら、実際に質問している段階では、ある程度確実な情報になっていけばという期待を込めて待っていたわけですが、あまりはっきりした情報ではないという現状が理解できたということでございますが、4月末に始まるということ想定して準備を進めているということで理解をさせてもらっています。

場所の件ですが、虻田地区と洞爺地区で2か所ということですが、これは医療機関を考えていらっしゃるのか、健診や何かでする集団健診ができるような場所の設定を考えているのか、その辺もう少し詳しくお話できますか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまのご質問でございますけれども、今現在、医療機関の方々と調整を行わせていただいている最中ではございますが、予定といたしまして、医療機関内での接種も含め、あと公共機関での接種ということも想定した中で、町といたしましては医療機関と調整を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 分かりました。医療機関を使うということは、副反応や何かの対応を考えたときには好ましいのだろうと思いますけれども、1回接種、2回接種となりますと、2回目には3週間後というような形になろうと思いますので、うまくワクチンの量がしっかり決まらないといけませんけれども、通知をしたりして、来ていただくとかという日程や人数や混み具合とか、3密にならないようにまた調整したりするので時間がかかりかかると予想されるということでいきますと、医療機関だけでは足りないのかなという気もいたしますので、その辺も希望する方の数やワクチンの量やいろいろなことを総合的に判断しながら決めていかなければいけないと思いますけれども、ぜひ対応のほど、まずよろしく願いたいというふうに思っています。

それで、次のことを伺っていくのですが、順番では5番目になっていたのですが、先にちょっとお伺いしておきたいと思うのですが、実は高齢者、いわゆる優先接種対象予定者、高齢者を対象に調査の返信用のはがきが届きまして、実は私のほうにも届いたのですが、そのときに希望するかどうかの項目だけの意向調査だったというふうに記憶していますが、この調査をした目的と、その結果がどうだったのかということ、それから、ほかの項目についての意向調査をしなかったのはなぜか、もし分かればお聞かせください。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまのご質問について、まず調査の目的ということでございます。町内の限られた医療従事者の体制の中で、医療機関の皆様にはご負担とご協力をお願いしているところでございます。通常診療に支障を来さないワクチンの接種体制

の構築のため、現段階での基礎資料として活用させていただくためでございます。そのために調査を行わせていただきました。

調査の結果といたしましては、発送数につきましては3,578件、回収数につきましては2,938件、回収率は82.1%。調査の項目の中身といたしまして、「接種を希望する」と回答された方は67.1%、「どちらかといえば接種を希望する」と回答された方は21.0%、「どちらかといえば接種を希望しない」と回答された方は6.0%、「接種を希望しない」と回答された方が5.3%、「検討中」と回答された方は0.5%。「接種を希望する」と「どちらかという接種を希望する」という方の回答を合計いたしますと2,589件、率にいたしますと88.1%。「接種を希望しない」「どちらかといえば接種を希望しない」と回答された方を合計いたしますと334件で、11.4%という調査結果となっております。

日時や場所の意向ということでございますけれども、町が指定した場所で接種していただくようになり、日時につきましては、改めて予約受付を行わせていただく際にお伺いするという予定でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 分かりました。これは高齢者の方が対象者だったと思いますが、大多数が希望しているということで、そうってきますと、またワクチンの量の関係とか、場所とかということも参考にはなったのだろうなというふうにおおむね想像できるということでございますので、この結果を次のステップに生かしていただければというふうに思います。

そこで、次の項目ですが、住民の皆さんに通知する時期、それから内容、中身、それから手段についてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 今のご質問でございます。2月17日に厚生労働省が主催で行われました自治体向けの説明会では、高齢者への接種券の通知につきましては、3月中旬を予定しておりました。ですが、現在まだ国からの連絡はなく、後日改めて示すという状況になっております。

先ほども申しましたけれども、各都道府県に4月12日から一部地域にワクチンが届くと。洞爺湖町につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、厚生労働省からの通知では4月26日の週に数量限定ではありますが全市町村に発送される予定との通知が届いておりますので、町といたしましても、接種可能な時期を見極めて、できるだけ早い時期に発送を行ってまいりたいと思っております。

現段階で通知内容につきましては、接種券、実施場所、期間等が掲載された案内通知で、ワクチン接種に対する説明用のチラシと一緒に送られるという予定になっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） まだちょっとはっきりした形にならないのは当然かなというふう

うに聞いておりましたけれども、内容が確定すれば、速やかに発送するという事で承っておきます。

恐らく、対象になる順番に応じて、順次発送をしていくということになると思いますが、先ほどのアンケートで、希望する、希望しないということがありましたけれども、取りあえずは希望の有無に関わらず、全町民に対象となる順番で案内をするということになると思いますけれども、来る来ないという判断が、その案内で分かるような内容になっているのか、実際に来ない人が希望していないというふうに判断するのか、事前に受けたいという判断をもらわないと準備ができないのではないかと思いますので、その辺はいかがですか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） すみません、クーポン券が来る来ないということでしょうか。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 案内が全員に行くという前提の下で、案内が来ても希望しているかどうかは分かりませんよね、案内だけでは。それで、その返答をした上で会場に向かうのか、そうしないとワクチンも貴重なワクチンですから無駄になったりする可能性がありますので、用意された分を希望者の分だけ用意してうまく回していかないと駄目かなと思ったものですから、その辺の把握をどうされるのかなということでございます。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ありがとうございます。

ただいまのご質問でございます。対象となるそれぞれの順番の方々に対しまして、クーポン券を順次送らせていただく形になります。その中で、送らせていただいた後に接種のワクチンの量と接種体制が構築できる人数、1日に何名という形になります。そういったものを確かめた上で、健康福祉センターの中である程度そういう受付を行う形になります。受付で対象者の方々を把握した中で、いついつ何名、いついつ何名ということで接種を行っていく体制を今構築しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 分かりました。いろいろまだ実際やっていないので、ちょっと混乱されるようなことにもなりかねないかなと多少心配はありますが、混乱のないようにスムーズにやっていただければなというふうに思います。

次の質問に移ってまいりますけれども、副反応への現場での対応と、また正確な副反応に対する情報ということで質問させていただきますが、このワクチンは接種後、数十分間は経過観察をするということが言われていますけれども、アナフィラキシーなどのことが起きなければいいなというふうに思っていますけれども、そのような事例あまり報告はされていないというふうに聞いておりますけれども、やはり適切な対応ができる準備はしておかなければいけないと思います。

医療機関で行われれば、多分その部分というのはすごく安心できるのですが、公共施設の場合の対応とか、その辺も含めてお伺いをしたいということでございますし、また、情報については、今現在では海外の情報とつかないかもしれません。国内では、今始まっている公立の医療従事者の方々の接種の状況や経過等が逐次入ってくれば、まとまった情報として提供できるのかもしれませんが。

その辺が早く、案内と同時にその辺の情報もしっかりお知らせすることによって、これは強制ではありませんが、より多くの方がワクチン接種に臨んでいただくことが集団免疫をつくる上でも大変効果的だということですので、安心感を持っていただくためにも貴重なことだというふうに思いますので、現場の対応と情報についてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） まず、現場の対応ということになります。厚生労働省の指導によりワクチンを接種した後に15分から30分程度の経過観察を行い、仮に副反応の症状が見受けられた場合は、医師による適切な応急処置が行われ、その後、治療が行われることになっております。

先ほどおっしゃってございましたとおり、仮に病院施設ということであれば、その施設内という形になります。これが公共施設で接種の想定を行って実施された場合ということになりますけれども、公共施設で行う場合でありましても、器具、医薬品の必要なものに関しましては、仮に接種会場となった公共施設のほうにあらかじめ準備をして、そういう体制を整えた上で、仮にそういう副反応の症状が見受けられた場合につきましても、医師による適切な応急処置が行われ、そういう体制の協議を行って整備をしているところでございます。

また、副反応の情報ということでございますけれども、現在承認を受けているファイザー社のワクチン、またアストラゼネカ社、モデルナ社、ノババックス社が開発中のワクチンでは、ワクチンの接種後に発熱の事象やワクチン接種と因果関係がないものも含め接種部位の痛み、頭痛、倦怠感、筋肉痛などの有害な事象が発表されております。また、海外で既に実施されている予防接種においては、まれな頻度でアナフィラキシー（急性アレルギー反応）が発生したと報告されております。

もし、アナフィラキシーが起きたときには、接種会場で医療機関がすぐに治療を行うことになります。現在、国でも先行的に、先ほどおっしゃられてございましたけれども、国立病院などの100か所に勤務されている医療従事者に対して接種が行われています。1万人から2万人程度の方々の調査を行って、接種部位の腫れ、痛み、発熱、頭痛など様々な副反応の頻度などを調べ、情報公開を行うと示しております。

ワクチン接種に伴うリスクにつきましては、洞爺湖町の独自の情報を持っていないので、国の調査結果の公表内容を参考にしてもらえよう、住民の皆さんに周知を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 今くしくもセンター長が申されましたように、町内では当然情報がないということですが、行く行く私どもの町で接種が始まれば、接種を受けた人が徐々に町内で増えてくるということになりますので、やれるかどうか分かりませんが、ぜひ取り組んでみたらどうかということで提案申し上げますけれども、接種された方に対して、接種後の経過等を何かアンケートみたいな形で、症状がなければいけないのではありませんけれども、報告をしていただくようなお願いをしてはどうかと。町内の接種者の情報源として集約したら、ほかにこれから打つ予定をしている方にとっての町内の経験者からの情報提供ということになるのではないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。これは、答弁は結構ですので、検討していただければと思います。

次の質問に参りますけれども、実際、接種がこれから始まっていくと思いますが、接種の証明の発行とか、それをデータ化して保存してはという考えはないかという質問でございますけれども、ちょっと行き過ぎますと、確かに個人情報の関係に抵触したり、打った打たない、ワクチンをやっていないとかの差別や偏見につながる可能性がありますので、一概に証明するというのがいいことかどうか、いい面も悪い面も両方あるかと思うのですけれども、その配慮は十分した上での話ですけれども、やはり何らかの理由で個人がワクチンを接種した情報を、海外に行く場合だったりなんかするときに、求められたときに、行政として答えられるようにするためには、やっぱりワクチンを接種した情報を持っていないと、本人はワクチン接種の多分クーポンか何かに接種したという証明はしてくれるのでしょうかから、それで代行できればいいのですけれども、行政から正式なワクチンを接種した証明が必要ですよなどということがもし仮に今後あるとしたら、その辺の対応もしなければいけないのかなとちょっと考えたものですから、発行はどうなのかなということと。

データ化してというのは、こんなこと何回も起きては困るのですが、また新たな感染症とか、その辺のことが起きたときに、接種の状況だとか、その後の経過だとかということをしっかりデータとしてもっていくことが、そのときの対応に役に立っているような場面が来ないように望むのですが、こういうことというのはいつ何時どうなるか分からないという、今回のコロナのこともそうですから、きちっとデータとして保存しておくという。もちろんこれは秘密とか個人情報をちゃんと管理した上での話ですけれども、この辺も考慮しておく必要があるのかなというふうに考えたものですから質問をさせていただいたのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまのご質問でございます。皆様に送られる接種券の中に、接種済み証が組み込まれている様式が送られる形となっております。今現在につきましては、ファイザー社のワクチンしか接種対象とはなっていないのですけれども、今後、ワクチンの種類が一般の方々とずっといくと、可能性としてはございます。そういった中で、どのワクチンのどのロット番号のというような形のところまで、お名前も含めてそういう資料が残る形の済み証が今回接種券の同じ様式の中で入っているという形になります。

また、データ化につきましても、町のシステムの中で接種情報の管理を行う形で進めております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 先ほども申し上げましたけれども、差別や個人情報をしっかり守りながら、これは人間の命に関わる情報を有効に活用するために必要な情報という意味合いでしっかり管理をした中で有効に活用できるようにコントロールをしていただきたいと思いますというふうに思います。

ワクチンのことはこれぐらいにしまして、2番目に、3月は予算審査の月でもあります。令和3年度予算が今回審議されるわけですが、コロナの対策として具体的に計上されているものは何かという質問でございますが、当然ワクチン接種がこれから始まるわけですから、その辺の費用は予算化されていると思いますので、まずそれを確認するというのと同時に、ワクチン以外にも再度の支援策等の計上があるのかどうか、ちょっとぱっと見た感じでは入っていないようでございますけれども、恐らく地方創生の交付金も繰り越して来年度に充てるということですので、その中でまた新たに考えるのかなというふうには想像できますけれども、その辺を含めてちょっとお答えをいただきたいということです。

先ほど町長が頑張っておっしゃっていただいた執行方針の中でも、コロナ対策で万全を期すのだということも述べられておりますし、感染症の拡大防止、町民生活の安定化、地域経済の回復の三本柱を掲げておりますので、令和3年度に入れば当然その対策にまた具体的なものがなっていくのでしょうか、現段階でどのような考えなのかお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 佐藤コロナ対策室長。

○新型コロナウイルス特別対策室長（佐藤 融君） 具体的に予算として計上されているものがあるかというご質問だというふうに認識してございます。

令和3年度当初予算におけるコロナ対策といたしましては、衛生対策として新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として2,560万円を計上しております。この経費につきましては、10分の10の国庫補助となっているところでございます。

経済対策を含む新型コロナウイルス感染症対策予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、町内事業者の皆様を取り巻く経営環境は需要の低迷や業績の悪化など大変厳しい状況にあると認識しているところでございます。当町経済を回復軌道に乗せていくためには、コロナの感染状況、ワクチン接種状況を見定めながら対策を講じていくことが重要と考えているところでございます。

令和3年度当初予算においては、感染症の影響が長期化し、収束が見えない状況にあり、先行きが不透明であったため、予算計上は難しく、今後は感染状況及び国、道の動向を注視し、令和2年度と同様、令和3年度につきましても関係団体と協議しながら補正予算により切れ目ないコロナ対策事業を実施したいと考えているところでございます。

なお、事業実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を

財源として事業を実施してきているところでございます。令和3年度におきましても、交付金約8,000万円を活用して事業展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） いろいろな今後のことも、まだ先が見えない部分もあるということもありますし、いろいろな対策も考えなければいけないということで、心構えはあるということで承っておきますけれども、具体的な事業としてのことは上がっておりませんが、ここで町長に、今、三本柱のこともご紹介しましたけれども、具体的なことは結構でございますが、しっかり感染対策をやるということの意味を含めて一言、お言葉をお願いしたいと思うのですが、まだ事業が今年度中でまだ完結していないような事業も精算すればひょっとしたらまた事業費がまたそちらに回ってくるようなケースも考えられると思いますので、もうちょっと多い予算の中で対策が考えられるのかなというふうに思いますけれども、町長、一言お願いいたします。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） コロナ感染対策の、特にワクチンの関係でございますけれども、今、担当課長が申したとおり、新年度予算で二千数百万円ほど用意しております。そのほかに、合わせて約8,000万円程度の金を用意しているわけでございますが、今、ワクチンの接種がこれから全国自治体で始まろうとしております。国が考えているのよりも自治体でそれぞれ打つときには手間も時間もお金もかかるというのが今の自治体の思いでないかなというふうに思っております。

そんなことから、早くから、今年の2月でしたか、全国知事会、そして全国市長会、全国町村会から国のほうに要望させていただいております。そんなことで、新たな財源の必要が出てきたときには、国のほうにしっかり要望していこうということもありますので、今後、私どもは、今回の国の第3次臨時補正関係だけでなく、令和3年度に入りましても、やはりしっかり国のほうにそれは要望していかなければならないなというふうに思っております。ただ、それだけで足りない部分については、その町、その町の特性を生かして、私どもの町もそれなりに考えていかなければならないだろうという思いであります。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

高齢者に寄り添った取組みについてということでございます。実は、北海道新聞の特集の記事で、人生100年時代のヒントというところを読みまして、一種のカルチャーショックを受けたのですが、こんなノートがあったのだということでございます。

私もちょっと自治会の仕事を担当させてもらっていることもあって、今はちょっと葬儀もなかなか厳しい状況の中での葬儀になっていきますけれども、以前は葬儀委員長等を仰せつかったりすると、ご遺族に故人の略歴等を伺わないとお礼のご挨拶のときに故人のご紹介ができないようなこともあって、私も自分自身のその辺の事柄をしっかりまとめておくことが

必要だなどと自分自身思っていたところに、このような記事があったものですから、これは大変いい取組で、ふだんからこういうものをちゃんと用意しておいたほうがいいのではないかなということちょっと思ったものですから、今回一般質問の項目に上げさせていただきます。

高齢者が特にということになるのだと思いますけれども、別に若い方でも取りかかっても構わないと思いますし、差し迫ってもう後がないとかという意味ではなくて、楽しく人生を送るためにも、前向きな形で取り組むということのほうが大切なのかなというふうに思って質問させていただきますが、まず、高齢者が多分対象だろうということで、取っかかりとして1番目に、当町ではどれぐらいの高齢者の方がいらして、今後どういうふうに推移していくのだろうかという質問を最初にさせていただきます。何度も報告されているのかもしれませんが、簡単にご報告をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの当町にお住まいの高齢者の人数とのことでございますけれども、1月末日現在におけます65歳以上の高齢者の方は、3,562人となっております。このうち75歳以上の高齢者の方につきましては、1,988人となっております。このことから、高齢化率につきましては、42.0%となっているところでございます。

また、今後の高齢者数の推移ということでございますけれども、このたび策定をいたしました第8期の洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で、推移についてお示ししているものではございますけれども、65歳以上の高齢者の方につきましては、令和5年度では3,489人となっており、長期的な推計では、令和22年度には2,607人と見込まれているところでございます。また、高齢化率で見ますと、令和22年度には実に52.9%と見込まれているところであり、高齢者の人口自体は減少傾向にはありますけれども、高齢化率につきましては増加傾向で推移するものと見込まれているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） ありがとうございます。

人口減少ということも考慮した中での人口の推移かと思いますが、やはりこれだけ高齢化率が高く高齢者の方が多いということの現状を踏まえても、このエンディングノートというものの取組というのは、とても大切なのだろうなというふうに思ったところでございます。

そこで、2番目の質問に移りますが、だとしたら、高齢者の方々でも独り暮らしをされている方はどれぐらいいらっしゃるか、どのように把握されているかということと、あまり細かくなくてもいいのですが、そういうの方々には町としてどのような支援策が施されているのか、それをお伺いしたいと思います。

それと、一種エンディングノートということのきっかけには、実は後見人制度ということの発展といいますか、の中から、この記事もそうなのですが、後見人制度ということの中からエンディングノートというのが取り上げられていたということもありましたので、後見人

制度に関して、必要としている人というのはなかなか見つけにくいのかもしれませんけれども、そのことと、現にこの制度を受けている方がどれくらいいらっしゃるのか、把握されているのか、それをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 独り暮らしの高齢者の方の把握のことをございますけれども、社会福祉協議会におきます独居等高齢者の実態把握調査に基づきまして毎月集計されているところをございますけれども、これに基づきまして把握をしているところでありまして、1月末現在の数値では830名との報告で確認をさせていただいているところをございます。

高齢者の方々の具体的な支援策ということをございます、見守り等の支援に係る事業といたしまして、町といたしましても様々な取組を現在行っているところをございます。

まず、民間事業者との連携による取組といたしましては、町内の28事業者で、高齢者へ配達等による訪問の際に、配達員の方が異変等に気づかれました場合には、役場や警察、消防などの機関への連絡にご協力をいただいているところをございまして、現在、北海道新聞社や町郵便局などの4者とは、見守り協定を締結の上で支援に努めているところでもございます。

また、自治会との連携による取組といたしましては、見守り支援を希望される高齢者の方が毎日玄関に旗を上げて自らの安否を近所のほうにお知らせをする見守り活動、こういったことを実施する自治会に対しまして、しあわせの旗といったものを無償で貸与いたしまして、自治会の活動の支援をしているところでもございます。

このほかにも、緊急通報装置の無償貸与や徘徊高齢者見守り支援機器の無償貸与なども行っているところをございます。

また、社会福祉協議会のほうにおける取組といたしましても、地域助け合いボランティアポイント事業の中で、支援を希望される高齢者の方々に自治会による声かけ訪問や日常的な見守り活動なども行われているところをございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 後見人制度についてございます。

後見人制度が必要と思われる対象者はどれくらいいるのか、あるいは受けている高齢者とはということをございますけれども、後見人制度に関しましては、後見人制度が必要な方の人数については把握ができないことから、分かっておりません。しかし、包括支援センターで訪問などの支援を行っている対象者の方々につきましては、対象者の状況によりご家族の方々と相談を実施して認知症初期集中チームでの支援対策の検討や成年後見人制度の手続など適切な支援を行っているところをございます。

また、成年後見人制度を受けている件数につきましては、例年延べ15件程度の相談がある中、今年は1月末までに9件、延べ36件の相談を受けております。そのうち市町村長申立ての支援を行った事例は1件で、ほかには必要な相談先の紹介や申立てに関する説明書類の作成

の支援を行っております。

後見人制度を利用されている方は、令和元年12月末現在の数字でございますけれども、27名いらっしゃいます。うち15名が弁護士の方や司法書士といった専門家の方が後見人となっております。12名につきましては、親族の方々が後見人となっている状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） なりたくてということではないでしょう。親族に恵まれなかったり、痴呆等の病気で、こういう後見制度を活用しなければならないというケースもあろうかと思えます。ただ、利用しなければならない状況の中では、既にエンディングノートというものは作れないわけですから、その前にエンディングノートという部分がしっかり書き残されていないと意味がないわけでございますので、そういう意味でも、状況をちょっと伺ったのは、この前にこのノートがしっかり作られていることが大切なのだということを知るために、ちょっと後見制度の状況を確認させていただきました。

そこで、本題のエンディングノートのことの質問に移ってまいりますけれども、自分史もそうですけれども、相続、遺言、葬儀、お墓、介護、治療、保険等様々なことがあろうかと思えますけれども、一応一まとめにしてエンディングノートというふうに呼んでおりますけれども、この取組をしている自治体がすごく目立ってきているというふうに伺っています。ちなみに、このノートの名称も「わたしの覚え書き」とか「今の私 これからの私」、それから「手紙 大切なあなたへ」、「私のノート」というような名称が作られていて、ただのエンディングノートなんていう寂しい名前ではなくて、すごく寄り添った優しい感じの文言でノートのタイトルがついているということもございます。

そこで、ひょっとしたらこの町では取り組んでいるのかもしれないけれども、当町でも取り組んでみたらどうかという質問でございますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） エンディングノートは、もしものときに家族や大切な人へ自分の情報を伝えるためのノートとして財産管理のほか、終末期に延命治療を希望するかや、余命の告知、自宅や施設での介護の希望、葬儀の希望などを、いつか来るときのために事前に準備をして活用される効果的なノートとして自治体での取組も目立ってきております。

洞爺湖町では、平成27年度より、とうやこケアネットワーク講演会などの場面でも配布をしており、記載内容など、書き方がちょっと分かりにくいといった声も聞かれておりますが、個別にそういった方々に対して書き方の説明を行いながら、活用を推進しているところでございます。現在も地域包括支援センターで、無料で配布をしております。

今後は、配布に関します告知などを行い、活用を推進することで、住民の皆さんが最後のときまで自分らしく、また、残される家族が少しでも安心して見送ることができるよう、活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 分かりました。私のほうで認識不足で、包括支援センターで取り組んでいらっしゃるって聞いて、ある意味ほっとしているところでもあります。

そこで、もし分かれば結構なのですが、先ほど私いろいろなノートのタイトルをご紹介しましたけれども、当町での支援センターで行っているノートの名称、あと、どれぐらいの項目があってページ数があるのか、どのぐらい利用されているかというのを今の段階で分かれば、分からなかったら後でも結構ですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 洞爺湖町のほうで平成27年度より活用しておりますノートの名称につきましては、「終活ノート」という形の名称になっております。ノートといたしましては、全体で14ページという形になっております。

基本的には、先ほどおっしゃられておりました、自分のことについての記載、自分が持っている保険ですとか預金通帳ですとかといったものの記載、また、財産ですとか相続ですとかといった場合は、こういう手続をしなければなりませんよということで、財産相続に関しましては、手続は別になりますので、そういった説明書きで、あとは介護とかお葬式ですとかといったところのご本人の意向で、最後に大切な方へのメッセージということで、残された方々へのメッセージを記載するような内容となっております。

配布実績でございますけれども、申し訳ありません、後日提出をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 具体的に教えていただきまして、よく分かりました。14ページあるということであれば、おおむねエンディングノートとしての機能は持っているかなというふうに容易に想像できるのですが、できたら「終活ノート」という名称は変えたらいいなど、皆さんここにいる方はみんなそう思ったと思いますので、それはちょっと検討していただきたいと思います。

もう1点、最後に伺いたいのは、高齢者の方に限らず、いろいろな意味で自分史をむしろ中心に、常に自分の状況を書き記しておきたいという人があれば、自分史という意味で、まだ若くても手がけるということもあり得ると思いますので、できたら、データでダウンロードして書き込んだりしていくと訂正や追加が非常に楽なんですね。紙ですと、また紙を追加したりとかとありますので、システムとしてデータとして載せてダウンロードしたりアクセスして自分でそれを書き込めるところまで持っていただければ、また利用価値が上がってくるのかなと思いますので、その辺のお願いを含めて、再度、答弁をお願いできれば。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） ただいまのエンディングノートでございます。当町で配布させてい

ただいていますのは、既存の出版会社が作成しているものなのです。名前も終活ノートという形なのですが、こちらで今それを直すというのなかなか難しいのですが、さらにそれをデータ化して、皆さんに配布して活用いただくというのは、今の段階ではちょっと難しいと思っています。今の冊子を使っていただきながら、今、提言いただいたようなことは、これからさらに検討させていただければなと思っています。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 以上で、質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、6番、五十嵐議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を2時10分といたします。

（午後 1時59分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時10分）

○議長（大西 智君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、5番、立野議員の質問を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 5番、日本共産党の立野広志でございます。

それでは、これから3件について質問をさせていただきたいと思えます。

まず1件目ですが、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対応と感染予防対策の徹底ということに関して質問をさせていただきます。

実は、さきの議員の質問にもありましたけれども、新型コロナウイルスワクチンについてのこれから当町としても接種が始まるのですが、担当の課長、あるいは幹部の皆さんはもうご覧になっているかもしれませんが、厚生労働省の健康局健康課予防接種室というところが、これまで自治体向けの説明会を何回か開催しています。その説明書を見ると、これは非常に自治体にとってみて、市町村にとってみて、大変な作業だということを痛感するわけです。特にワクチンの取扱い、そして接種の方法や、そして接種する会場の確保であるとか人員の確保であるとか、様々なことを事細かに書いているわけですが、これを本当にこの小さな洞爺湖町が実施するとなったら、今の体制で大丈夫なのかというふうに実は読んでいて思いました。

そこでまず、最初に伺うのですが、ワクチン接種の実務を担うのは最終的には市町村、自治体ということになります。自治体は、感染対策の基本的な取組と、さらにワクチン接種という二つの大事業を新年度、この年度も含めてですが行うことになります。

ところが、これは新聞報道などでもよく出てくることですが、それを支える必要な体制がなかなか十分整わないという状況も見えております。特に医療体制の確保は最大の課題だと。これは産経新聞などが都道府県庁のある全国47の町や区に行った調査ということで新聞報道されていますけれども、その9割の自治体が接種を担う医師や看護師を確保するめどが立つ

ていないというふうに回答されているのですね。

そのような状況の中で、本当に洞爺湖町としてもこれからワクチン接種を行っていかねなければならないという状況にあるわけですが、先ほど質問されていない内容で、もう少し詳しくこの点についてもこれから伺います。

まず最初に、町民の中には新型コロナウイルス感染症の収束への有力な手段として、ワクチンへの期待がある一方で、不安の声も少なくありません。ワクチンは感染収束への有力な手段ですが、未知の問題を多く抱えていると。特にワクチンの安全性・有効性、そして副反応などのリスクについて、これも政府に対して国内外のデータを迅速かつ徹底的に住民に明らかにしていくということを強く求めていく必要がまずあるのではないかと思います。その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまのご質問でございます。

情報の公開に関しましては、北海道を通して、迅速、徹底的に行うよう働きかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 先ほど、町長の答弁にもありました全国の知事会、市町村の団体など含めて、国への情報開示についても求めておりますが、町としても、ぜひ道を通じて強く働きかけていただきたいと思います。

次なのですが、これもワクチン接種というのは、いろいろな意味で安全性、有効性、副反応等のリスクもあるということから、あくまでも個人の自由意思で行われるべきだというふうに言われていますし、そうでなければならないと思います。接種の有無で差別することが絶対にあってはならないと思うのですが、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまの接種に関してでございます。

ワクチン接種の実施や差別につきましては、接種を望まない人に対して接種を強制することはありません。ワクチン接種は、国が定めた接種の順番により行われます。そのため、すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく、ワクチンを受けた方も受けていない方も、共に社会生活を営んでいくこととなります。接種を受けたり受けなかったりすることで差別されることのないよう、併せて周知のほうを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、具体的にワクチン接種の方法やその対応についても今分かっている範囲でということになるのですが、お答えをいただきたいと思います。

まず、行政としての接種の体制、特に新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種のための町職員の体制や、また対応、この点でいうと現在の職員の体制では大変難しいと

いいですか、困難を極めるのではないかというふうには実は思っています。

というのは、国の説明を見てもそうなのですが、ワクチンそのものがまず接種のための事前準備、会場確保から人の確保、医師や看護師の確保、そして接種日の動きもそうです。超冷凍といいますが、温度の低い状態でワクチンが届きますが、それを解凍しなくてははいけません。解凍後、何日以内に接種しましょうということまで決まっていますよね。ですから、それに合わせて接種の体制を取っていかなくてははいけません。そういうこともありますし、そういうことと接種日の動き、接種するときの対応、そして接種後のまた対応、さらに安全に接種するということでの情報提供や情報の収集作業といったものなど、実にきめ細かくというか、こんなにいっぱい本当に洞爺湖町の行政でできるのかというぐらい事細かに書いてあるのだけれども、本当にこれを今の体制でできるのでしょうかということで、私は特にこの1年、ワクチン接種をするための特別の町の職員体制を取る必要があるのではないかというふうには思うのですが、その点についてどうお考えなのか、まず伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） ただいま議員のほうからおっしゃっていただきましたが、私どもも本当に正直申し上げまして、しっかりとした体制が組めるのかというのがまだ確信を持てる状況にはなってはございません。そういう中で、ワクチンの供給もどのような形になるか、量もそうですし、時期もそうで、さらにちょっと困惑をしているというような状況でございます。

そういう中にありましても、町内の医療機関、大きな医療機関、協会病院、それから洞爺温泉病院から協力いただけるという話をいただいております。大変ありがたいなと思ってございます。私ども、二つの病院を中心とさせていただきまして、大きくは二つの地区に分けて接種体制を構築していきたいと思ってございます。さらに、町内のクリニックとか個人病院とかも、おおむね協力をいただけるというお話もいただいております。そういうことから、集団接種と併せて個人接種もできないかということで今医療機関と調整をさせていただいております。

そういう中であって、町職員としての体制でございますけれども、確かに事前準備であったり、実際に接種するときの体制というのがまた変わってきて、非常に今難しい状況にあるかなと思ってございます。昨年12月から、会計年度任用職員と臨時の保健師を採用させていただいております。また、今月からは町の職員を1名健康福祉センターのほうに配置させていただいております。そういう中で、今準備段階を進めてございますが、4月の人事異動でもさらに職員を1名追加したいという中で構築していきたいと思ってございます。

実際に、接種という状況になりますと、今の体制でも人的には足りません。今、想定しているのは、実際に接種する会場では医師が1人、看護師が2人、そのほかに保健師1人、さらには受付等で事務が3人、さらには移送が必要になった場合については、移送の対応する職員というような形になり、これが1グループになるのですけれども、この1グループだけでずっといくわけではありませぬので、当然地区を分けた、さらに2グループとかという形

も取っていく形になります。そうすると、本当に人的なパワーというのは全く足りませんので、全庁の職員を動員しながら体制を構築していきたいというふうに考えてございます。

それから、長いスパンになりますので、やはりできるだけ医療従事者の皆さんの負担を軽減する。また、職員の負担も軽減するというようなことも当然考えながらいくと、もしかしたら、住民の皆さんの意向に沿った形は取りたいのですが、やはりこちらからどうしてもお願いするような場面もありますでしょうし、さらには公的な施設での集団健診となれば、そこをこれまで利用されている方についても理解をいただくような説明をしながら、体制を今取っていきたいと思っております。その中でも、まだ作業が遅れていますけれども、可能であれば、受付とかという部分で委託もできないかなということも今検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今説明ありましたけれども、本当に今の体制のままでは私も大変厳しいと思っております。通常の保健業務、健康管理や保健業務に併せてワクチン接種事業ですから、当然今まででさえ余裕があってやっているわけではないと。その上このワクチン接種が入れば、当然、人材は不足してくるし、そのための配置を考えなければならないということだと思います。まだ具体的にこれからどういう体制、どういう人員をどれだけ確保するかというところまでは明確にはなっていないのかもしれませんが、少なくとも今の体制に負担をかけるだけではなくて、この辺の体制強化の確立、拡充をさせていくように、ぜひお願いしたいと思います。

国の指針といいますか、説明資料を見ただけでも、やっぱり行政がやるべきことは、人的体制の整備、人材体制を整備することと、担当部門を決定し人員を確保すること。そして物資の関係も必要なものを確保することや予防接種台帳システムを改修したり、あるいは先ほど言った接種券ですか、こういったもの含めて、あるいは意向調査をやるための印刷、郵送の事業、接種の実施体制の調整や確保、そして前後して相談体制も確立しなければ駄目だというようなことで、様々なことが行政として接種に関わって新たに進めていかなければならない事業がたくさんあるわけですね。その辺はぜひ充実させて対応していく必要があるのかなと思っております。

そして次に伺いますが、先ほど、どの時期にワクチンが納入されるのかという話の中では、大体4月26日の週に数量限定で町のほうにも配付されるのではないかというような話があったのですが、これも今日の新聞報道を見ましたら、そんな数量限定できたら地元としては一体どこから接種したらいいか、どのくらい来るかというのも含めてですが、当然それだけで接種しますというわけにはいかないと。計画が立てづらいということで大変な混乱をしているそうですが、その辺の対応についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 今おっしゃっていただきましたけれども、私も今朝、新聞で拝見しましたけれども、昨日、道議会のほうで知事は、準備が整った市町村から配付していくと。

この準備が何を言うのかというのが私も正直いって分からないところがございまして、しかも非常に数が限られてございます。実際に4月12日頃に来るのは本当に0.7%程度と。これは1瓶から5回取れるという計算みたいなのですけれども、私ども、今、国からの通知であると6回取れるという話で今進めてございますので、もうちょっと増えるかなと思いますが、これを、1万1,000から2,000人分くらいを、北海道にどうやって配付するのだろうと。

そういうことからいくと、私どもは、ここはまずちょっと考えないほうがいいだろうと。その次の4月末からの配布を一つの目安としてやるべきではないかと。これに対しても、国は配付しますとは言っていますけれども、本当に確実なものかどうかというのもちょっと私も正直疑問な分がございまして。そういう状況ですから、スケジュールを組みたくても、体制を組みたくても、今は組めないというのが現状でございます。

ただ、一つの月末、4月末での配付という目安ができましたので、これが4月末までに配付されれば、そこを起点として5月から接種できるとか、その辺を想定しながら今進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） ただ、私が心配なのは、ファイザー社のワクチンというのは超低温で保管しなければならないと。どこでしたか、電気が通らなくなって停電して、結局かなりの量を駄目にしてしまったというような話がニュースで流れておりましたけれども、そして輸送期間は3日でしたか、3日以内に輸送を図るなどという話はあるのだけれども、届けられた後、それをしっかりと保管、管理する体制も当然考えなければならないということになりますから、その辺の問題もあるのではないかと思うのですが、例えばそういう保管する場合、どのような対応になっていくのか、ちょっと分かれば教えてください。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまのご質問でございます。

ただいま、ファイザー社のワクチンということでございます。超低温冷凍庫で保管をしなければならない。今、国から示されておりますのは、洞爺湖町のほうに1台配置が行われるという予定で聞いております。その1台につきましても、今おっしゃっていただきましたとおり、かなり専門的な知識という形になりますので、町内の医療機関のご協力をいただきながら町内の医療機関のほうで器械を保管していただくという形でただいま協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） この超低温冷凍庫、今1台という話がありましたけれども、例えばその後、来月、再来月あたりで、何台配付しますよというような計画はないのですね。国のほうからは何も言われていないのですね。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ございません。1台ということでしかございません。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） このワクチンは、まずは国内の倉庫から冷凍状態、マイナス75度、プラスマイナス15度で搬送され、基本型接種施設というところにまず届けられると。これは、被接種者が1,000人以上だというのが基本型接種施設というふうに言われていますが、そこからさらに連携型接種施設であったり、サテライト型接種施設に分けられて配分されるということで、こういった作業を含めて、町が関わっていかなければならないということになりますから、本当に一つでも間違えれば大変な問題になってくるのかなと思います。そういう非常に慎重な扱いをしながら取り組んでいかなければならないそういうときに、なかなか今後の日程が明らかになっていかないというのも、非常に自治体としては困惑しているところではないかと思うのです。

さて、接種会場、方法についてちょっと伺いたいと思うのですが、先ほど来、洞爺湖町内は2か所に分けて集団接種を行うと。そのほかに個別接種等を医療機関の協力をいただいて行うということなのですが、もう少し具体的に決まっていますか。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 先ほど申し上げました医療機関と調整中でございますが、基本的には医療機関の中で接種というのを考えてはいるのですが、やはりそれが難しいという状況も出てきてございます。そうすると、公的な施設でということも今考えてございますので、その辺はまだ今調整中ということでご理解いただければなと思ってございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 調整中だからはっきりしないのだろうけれども、例えば集団接種となれば、公共施設等を利用してということになるのかなと思いますね。そうなれば、それに必要なまたスタッフも確保しなければならぬということもあるかと思うのですが、こういう情報も、やはりできるだけ早く町民のほうに周知するというのも大事かなと思います。接種会場も決まらない、自分は集団接種なのか個別接種なのかはまだよく分からないということなような状況の中で、医療関係者はまず接種が優先的にやられると。その後、高齢者等接種が行われるということなのですが、結局、接種を受けたいと思っている町民自身は、ではいつ頃接種できるのだろうということが実ははっきりしていないというのも現状だと思うのですね。

ちょっと聞きたいのですが、新聞報道によれば、接種の体制、看護師や医師の確保はおおむねできてきているというふうに記事に載っていました。本当にそうなのかなと。ワクチン接種に医師や看護師を充てる余裕が全国的には非常に今苦労しているという状況なのですが、この調整は今どの程度進んでいるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 先ほども申し上げましたけれども、町内の比較的大きな二つの医療機関が協力いただけるという話をもう既に当初からいただいておりますので、この医療機関の協力をいただけるということで、まずは医師、看護師はある程度確保できる。さらに町

内のクリニック、個人病院の病院等からもおおむね協力いただけるということで、今病院のほうで体制づくりを調整させていただいているということで、私どもとしては、医療従事者に関してはある程度確保できるという判断を持っているところでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 国から示されている手引には、接種後の会場での健康観察というのが、諸外国では少なくとも15分以上、接種実施医療機関において健康観察を行う。特にワクチン接種でアレルギー性症状が出た者やアナフィラキシーの既往がある者については30分程度観察を行っているというふうになっているわけですが、これは、例えばこれを参考にして、今医師会とも相談しているということなのでしょうか。

結局、医療機関で接種を受けるのであれば医師や看護師はそれなりに確保できるという今見通しだということなのですが、一定期間でかなりの人数が接種を受けることになると思うのです。当然、接種券では時間を指定するのかな。あなたは何日の何時から何時まで来てくださいみたいなね。そういうことで人数制限をしながらやるのかもしれませんが、それにしてもかなりの数になると思うのですね。そういう場合に、こういう接種後の観察等を医療機関、あるいは集団接種を行う会場等で行うとなったら、それなりの体制もまた必要なのだと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 接種後、15分から30分くらいは経過観察が必要だというふうに国のほうのガイドラインでも示されてございます。そこで、私どもは、接種後の観察要員としましては、町の保健師を活用するというで今検討させていただいてございます。

また、先ほども議員からお話ございましたが、当然、接種券を配付したときは、それを受けて、今度予約をしていただきますので、時間単位で人数を制限させていただいて、実際に接種していただくことになりますので、当然そこでは3密は避けるような形も取らなければいけないですし、ですから、多くの方が一斉にここに集中するというにはならないような形で対応させていただきたいというふうには思っております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） もう一つ伺います。

接種後のことの、特に接種後にアレルギーや副反応があった場合の対応とか、関係機関との調整ということで、特に大事な点では責任主体がどこにあるのかということについて伺うのですが、これも国から示されている手引によりますと、副反応があった場合の対応は必要な緊急措置用品を用意した上で、医療機関以外で接種を行う場合は、接種会場全体の管理運営責任を担う市町村職員が担うと。医学的な判断を行う責任を予診など担当する医師が担うものとされているというふうになっているようです。

そうすると、健康被害救済に関わる認定は、国の主導的役割において対応されているということですが、そういう点では最終的には健康被害の認定は国においてなされるということではあるのだけれども、予防接種の実施主体、健康被害救済制度の申請受付窓口は町という

ことになるわけです。ですから、こういった国の国策によって実施される予防接種、ワクチン接種ではあるのだけれども、結局、実施する市町村の責任も、最終的に国ですよ、しかし実施主体としての市町村の責任も問われるということになるのですが、その辺の認識はありますか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 実施主体につきましては洞爺湖町でございますので、そういう認識の下、あと、ワクチン接種会場におきます臨時措置、応急処置に伴います必要物品の洗い出し、そういったものに関しましても、今、議員が見ていらっしゃる、手引といったものの詳細なものも含め、関係する医療機関とそれを基にさせていただきます、ご相談をさせていただいて、医療機関のお知恵も拝借しながら体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） ですからですね、実施主体である市町村にとってみると、手引どおりにやっていないということになると、これは市町村にも責任が問われかねない、例えばワクチンの温度管理が適正ではなかったとか、あるいはそれ以外の手引に書いているようなことができていなかったなどということが起こり得るのですよ。そういう点でもやっぱりスタッフを十分に確保しながら、無理のない形で本当に接種ができるように整えていかなければならないのだろうなというふうに思います。

それでは、もう一つ伺います。接種会場に、あるいは医療機関もそうですが、自らの足で出向くことができない、例えば施設入所とか、あるいは介護が必要な高齢者、障がい者などのワクチン接種の希望者へはどう対応されるのか。これは在宅も含めてです。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 会場への移動ということでございます。

会場への移動につきましては、施設などの入所者につきましては、医療機関のご協力をいただけるよう現在調整しているところでございます。介護が必要な高齢者、障がい者のワクチン接種希望者への対応につきましては、ワクチン接種の受付時に移動交通手段につきましても確認を行いますので、接種が行えるような体制を町として行う形で考えております。介助が必要な方につきましても対応をしていきます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 多分対応していかなくてはいけないことだと思うので、例えばそういったことも情報を事前につかみ、そして搬送するという対応を町としてやる。その上でもやっぱりさらにまた人材も必要になってくるということだと思います。

それから、もう一つ、ワクチン接種率ですが、どのくらいの人たちがワクチン接種することを見込んでいるのかと。接種率は全ての町民の方に勧奨をお願いすることとなると思うのですけれども、予算計上上は100%を見込んだものなのかどうかということ。

それから、基本的には接種の費用というのは国策ですから、国が100%見るとは言っていますが、限度額が都道府県ごとに定められるのですよね。そうなると、限度額を超えた部分については市町村の負担になるという今の状況だと。だから、先ほど町長が言われたように、かかる費用についても全額国が出すようにということで知事会などが国に要請しているという話があると思うのですが、その辺の見込みというか見通しはどうなのでしょう。

まず、接種の対象人員はどのくらい見ているのか、それから1人当たりの接種費用、これは参考までに単価が幾らぐらいになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまのワクチン接種の接種率の見込みということでございます。町独自のアンケート調査では、先ほどもお話ししましたが、希望者はおおむねという部分も含めまして88.1%、その数字を参考といたしまして、90%以上の接種率を想定しております。

接種費用につきましては、現在、国が示しております、消費税込みで2,277円となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 90%というのは、先ほどの88.1%は高齢者に事前に配付されたはがきの返信によつての数なのかなと思うのですが、そうすると、それ以外の人も含めて、それよりも若い人も含めて、全体として90%程度を見込んでいるということで確認していいのでしょうか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 今、実際に高齢者の方々に対しては、そういう形で見えております。一般の方々につきましても、そういう想定の下に体制構築含めて行っていく考えでおります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） もう一度聞きますけれども、100%ではなくて90%なのですね。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 予算の問題でございますけれども、当初、国等が示していたのが対象者全体としての大体60から70%という話がありました。そういうことから、当初予算の中では、接種費用が1回当たり2,277円なのですけれども、70%を見させていただいております。高齢者の方々についてはやはり非常に高い。今回初めて意向調査させていただいて、それが初めて分かったものですから、これらも参考にしながら、今後、補正等もさせていただきたいなと思っております。

また、今回補正予算で接種に係る費用、もろもろの体制づくりの費用等も予算提案させていただくのですが、何せ先ほど来からの話もでございますように、私どもも手探りの状態

で進めさせていただいております。現時点で分かる可能な形で予算化させていただいていますが、やはりこれから進めていく段階でさらに見直しも必要になってくるだろうと思っておりますので、そういう見直しが出てきた場合については、また議会の皆様にも提案させていただいて、理解をいただければなというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今伺って、結局、接種率は予算上では70%だと。足りなければ追加しますよというお話ですよ。ほかの自治体の予算のつけ方と若干違うなという感じはするのですが、全体の数をちょっと確認したいのですけれども、どのくらいの人たちを対象に考えているのかということで、町の場合の対象者数、これから始まるわけですが医療従事者、それから高齢者、そして高齢者施設等の従事者、あるいは基礎疾患を有する者、それぞれどのくらいの人数を今考えているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまのご質問でございます。町内の対象者の見込みということでございます。医療従事者等につきましては640名程度を見込んでございます。高齢者の予定対象者数につきましては3,686名、高齢者施設等の従事者につきましては約160名、基礎疾患を有する方は、厚生労働省から示されております試算方法を活用しました場合500名と推計しております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 国の手引では、医療従事者は人口の3%だとか、高齢者施設の従事者は人口の1.5%だとか、今言われた基礎疾患については人口の6.3%ということで、そういう形で今出たと思います。この数は当然100%の人数で対象者としては計算しているのですよね。ちょっと確認します。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 対象者として想定してございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） それと、当然ワクチン接種は短期間では終わらないと。こういうふうにワクチンの供給量も予定よりもずっと遅れていると。そうすると、令和3年度、それこそ年度末までの事業になりかねないというような状況なのだと思いますが、接種者の対応のことについて、ちょっと伺いたいと思います。

例えばこういう場合はどうなるのかと。住民票は洞爺湖町にある。しかし、実際には他の自治体に居住している方の場合ですね。ワクチンを接種する自治体はどこになるのかということもあります。例えば、学生なんかも、住所はこちらに置いていて、道外の学校などに通っている学生もいるし、あるいは学生だけではなくて、出稼ぎとか、様々な形で居住地に住所を置いたまま離れている方、高齢の方もいるだろうと思います。そういう場合はどういう対応になるのですか。

- 議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。
- 健康福祉センター長（金子信之君） 厚生労働省の指導内容によりますと、住民票所在地以外に入院、入所、また単身赴任など、実際に居住されている自治体で接種を受けることと示されております。
- 以上でございます。
- 議長（大西 智君） 立野議員。
- 5番（立野広志君） 当然、案内は住民票を置いている自治体で案内が出されるのだと思いますし、そうすると、そこでないところに居住している場合は、そういう方々にもしっかりと案内が届く、接種会場についてのお知らせも届くということですね。
- 議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。
- 健康福祉センター長（金子信之君） あくまでも送付先につきましては、住民基本台帳を基本として送付をさせていただきますので、住民基本台帳上の住所のほうに送付をさせていただく形になります。
- 議長（大西 智君） 遠藤副町長。
- 副町長（遠藤秀男君） 基本的には住民基本台帳の住所地ということで送付させていただきますが、今のお話のような、入院であったりとか単身赴任であったりとか学生とか、ここに住所を置きながらほかのところに実際には住まわれている方というのは、大変申し訳ありませんが、私どもその辺は把握できないというのが実際でございますので、そういう形は申出をしていただいて、そういう対応をするというような周知はしっかりとしていきたいと思っております。
- 議長（大西 智君） 立野議員。
- 5番（立野広志君） これからそういう人たちの対応も出てくるのだと思うのですが、国の通知を見ても、その具体的な手続については何も示されていないのですよ。ですから、行政としてそれをどうされるのか。住んでいる町で接種できるのか、それとも住民票を置いている町に戻らなければ接種ができないのか、そんなこともこれから出てくると思うのですね。その辺もしっかり対応していただきたいと思えます。
- それから、先ほど質問もありましたけれども、ワクチン接種を1回目、そして2回目と2回接種することが基本としてされています。特にファイザー社の場合は21日間の間隔、それからモデルナ社は28日間の間隔を空けるというふうにされているわけですが、そのために予防接種台帳システムというものをデータ管理しながら、予約日に来庁できなかった方への早急な連絡などもする仕組みを作っていかななくてはいけないというようなこともあるようです。その辺の管理は、先ほど私も、答弁がよく分からなかったのですけれども、改めて、予防接種台帳システムというもののソフトを作って管理するということになるのかどうか、もう一回確認したいと思えます。
- 議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。
- 健康福祉センター長（金子信之君） もともと町にございます町の保健管理システムを改修

しまして、接種記録のデータをシステム管理するという形でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） そうすると、多少のシステム改修するぐらいなのかな。項目を入れたりということ、改めてこのシステムについての導入や費用についてはかからないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） システム改修の費用につきましては、さきに1月議会の中で補正計上させていただきまして、改修を行わせていただいております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） では、もう一つお聞きします。接種券を配付しますと当然町民からも様々な形で、それ以前からもそうかもしれませんが、問合せ等が出てくるかと思えます。どこの自治体でも、町民の問合せに対応するためのコールセンターといますか、そういったものも併せて設置するというふうになっているそうでありますけれども、町民からの問合せにはどのような形で対応しようとしているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 電話問合せ等の町民からの問合せに関しましては、本会議においても補正予算のほうを計上させていただいておりますが、健康福祉センターの電話回線を増やす形で対応を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） そうすると、新年度予算に入れている電話交換機の更新費用だったかな、1,000万円だかが計上されていましてよね。それがそれに当たるということですか。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまの新年度の電話交換機の予算というのは、今回の健康福祉センターの回線工事の増やす分には入っておりません。健康福祉センターにつきましては、あくまでも令和2年度3月予算の補正予算ということで、今議会で補正計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、ワクチンについて最後のほうになりますが、新型コロナウイルスワクチンの接種がこれから始まるわけですが、ワクチン頼みにになって感染対策の基本的な取組がおろそかになってはならないというふうに思います。町は感染対策の基本的な取組、それと、今言いましたワクチン接種という二つの大きな大事業をこれから行うことになるわけですが、そのための体制は当然充実させていかなければなりません。

厚生労働省もワクチンによる発症予防効果は臨床実験で確認された。発症予防効果は臨床

実験で確認されたのですが、感染予防効果については、ワクチンについては明らかになっていないというふうに表明しています。つまり、発症予防効果はあっても感染予防効果はこのワクチンにはないのだと。明らかになっていないのです。ないあるではなくて、明らかになっていない。だから、ワクチンの効果が長期にわたって続くかどうか、実は現時点では分かっていない。変異株の中には抗体が効かない逃避変異というものもあるそうでありまして、これも指摘されている。だから、ワクチン接種が始まっても、社会全体での効果が確認されるにはかなりの時間がかかるし、そういったことが専門家の一致した意見だと言われています。

現在、新規感染者数の減少に伴って検査数も全体として減少しているということのようです。これは大変大きな問題だということが指摘されています。新規感染者数が減少し、検査のキャパシティ、つまり能力に余裕が多少できた今こそ、検査によって感染を抑え込むということも併せて取り組んでいかなければならない課題だと思いますが、私も一貫してこのことについて当議会も含めて求めてまいりましたが、無症状感染者を含めた検査の抜本的拡充、そして医療機関への減収補填、十分な保障など、感染対策の基本的な取組を同時並行で引き続き取り組んでいかなければならないと思うのですが、その点についての町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） このコロナウイルス感染防止の取組でございますが、今、首都圏のほう、特に1都3県はまだ緊急事態宣言が継続される見込みと。そして、6府県はもう既に解除になった。北海道においても、3月7日まで集中対策期間としてとらわれている。私どもの町としても、やはり3密ですとか、あるいは手洗い、あるいはマスクというものを今しっかりまちぐるみでやっておりますけれども、昨年6月に新型コロナウイルス感染防止の取組宣言というのを町内の各団体とともにやらせていただきました。私どもの役所の正面玄関、あるいは各施設のほうで皆さん同じようにこういう取組宣言というものを貼らせていただいております。これはやはりコロナ感染が治まるまでやっぱり続ける必要はあるだろうというふうに思っております。

前にもこの6団体の皆さんとお話しさせていただきましたけれども、国の緊急事態宣言等が外れても、私どもは観光地でございますので、一人一人の取組はしっかりやっとうと。これは、私どもは本当に大賛成でございます、各団体の皆様とともにしっかりこの後も取り組んでいきたいなというふうに思っております。

ただ、今おっしゃっていただいておりますとおり、今回のワクチン接種については、一つの手段ではありますけれども、これが本当に完全なものなのかというのは、私どもも正直いって分かりません。ただ、これに係る費用等々については、今私どもが考えているだけでも莫大な金額になっております。さらにこれからまたかかる要素も多分に出てくると思います。そのときには、私どもの町だけでなく、あるいは北海道町村会ですとか、あるいは市町会の皆さんと一緒に国に働きかけをし、財源を何とか、零細町村のところでこれ以

上の金が出ていったら、本当に町の存続問題にも直面してくると思いますので、そのところはしっかり要望していきたいというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今、町長もお話になりましたけれども、以前から政府のコロナ対策、対応についてはいろいろとやっぱり不足している問題が多いと、検査の抜本的拡充であるとか、医療期間への減収補填であるとか、十分な保障といった点がほとんどできていないというような状況もありますから、これは地方自治体の首長としても、また団体を通じて、ぜひ国へ引き続き求めていただきたいと思います。

それでは、2番目に移ります。

○議長（大西 智君） 立野議員、2番目に移りますか。

それでは、ここで休憩いたします。再開を3時15分といたします。

（午後 3時04分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時15分）

○議長（大西 智君） 引き続き一般質問を続けます。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、2件目の質問に移ります。

核兵器禁止条約発効に伴って、町の核兵器禁止に向けた平和行政の在り方について何点か質問させていただきたいと思います。

核兵器の開発から使用までの一切を禁じる核兵器禁止条約が今年1月22日に発効されました。核なき世界実現への大きな一歩であります。現在の政府は条約への署名だけでなく、発効後に開催される締結国会議へのオブザーバー参加にも否定的な発言を繰り返しています。唯一の被爆国がどうして核廃絶の旗振り役になれないのかと。これは、北海道新聞に昨年載っていた記事ですが、道内の被爆者たちが米国の核の傘の下、条約に背を向け続ける日本政府の姿勢にもどかしさを募らせているというような記事がございました。

実は、今日の行政報告の中に、要約といたらいいのか、事前に質問の中身をお話したときに、町長の行政報告にも載っていないのはどういうことなのだという話をしましたら、事務報告として直接町長は述べられませんが、文書上は一応表現されておりました。核兵器禁止条約に伴って、町内でのパネル展が実施されたということなのですが、改めて、町長自身がこの核兵器禁止条約の発効について、そしてうちの町が非核平和の町宣言をしている町の首長としてどのような受け止め、そして、この意義をお持ちなのか、ぜひ表明いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 国際条約、いわゆる核兵器禁止条約でございますけれども、こちらのほうは非人道的兵器として、その開発、または保有、使用、あるいは使用の威嚇を含むあら

ゆる活動の禁止を例外なく禁止するとした国際条約でございます。この条約の中身を見ますと、私どもが非核平和の町宣言をさせていただいておりますけれども、そちらのほうとも合致している条約だなというふうに受け止めております。

ただ、日本国がそれに参加していないことの中では、核兵器保有国、また非核兵器保有国の対立を一層深めるおそれがあるためと国、政府は発表しておりますけれども、日本の立場としての、いわゆる国際情勢や外交問題など、様々な事情があるからこそ入れないのだろうなというふうに思うところでございます。

核兵器の恐ろしさ、悲惨さを本当に経験している日本国がこの条約に不参加ということにつきましては、私ども率直に少し残念に思っているところでございます。

以上です。

- 議長（大西 智君） 立野議員。
- 5番（立野広志君） 政府の態度は、少しは残念だと、少し残念という微妙な表現をされていると思うのですが、非核平和の町宣言をしている洞爺湖町にとってみますと、今、町長が言われたように、核兵器禁止条約そのものは宣言にも合致するといった点では、むしろ歓迎すべき内容だというふうに思うわけですが、そういう受け止めは町長にはございますか。
- 議長（大西 智君） 真屋町長。
- 町長（真屋敏春君） 本当に戦争ほど悲惨なものはないかと、私どももそれは十分承知しているつもりでございます。ただ、その中で人間の尊厳を奪ってしまうような核兵器は、非道の兵器といいましょうか、本当にあってはならないことだなというふうに思っておりますので、核兵器はこの世の中からやはり一掃し、各国の皆様がこの地球に暮らしていて、そしてこの地球を末永く守り、さらには子孫のほうに残していく、これこそが私どもの努めではないかというふうに思っております。
- 議長（大西 智君） 立野議員。
- 5番（立野広志君） 今、町長が言われた言葉を平和行政として今後どう具体化していくかということなのですが、執行方針や新年度の執行方針の中には、そういった平和行政含めた平和教育であるとか、あるいは平和行政の在り方だとかといったことはほとんど触れられておりません。

そういう中であって、ちょっと私、過去の資料を見てみました。そうすると、今、洞爺湖町非核平和の宣言をしているように、行政が平和宣言を行っている自治体というのは全国に342自治体があるようです。日本非核宣言自治体協議会という団体ですが、このまずホームページを開いてみました。そうすると、協議会加盟自治体のそれぞれ名前が出ていますが、実は名前の中にさらにその町その町でどんな平和事業を行っているのかということについての掲載する場所があるのですが、洞爺湖町の場合、平和事業の実施状況とか自治体の情勢とか、平和事業の担当課であるとか、ましてや町長名、首長名などがこのホームページには全く記載されていないのですね。宣言をした町として洞爺湖町の宣言文は載っています。ただ、詳しい事業の内容についてとか、そういったものについては全く掲載されていない。

非常にこれを見て残念だなと思いました。

それから、2018年11月にU-40、アンダー40世代の交流によるネットワーク拡大事業というのが洞爺湖町から総務課の職員が参加しています。その職員も含めてどんな内容であったか、職員の感想も含めて参加した職員7名くらいいたかな、その感想なども出ていますので、機会あったらぜひ見ていただきたいと思うのですが。

そこに参加している旭川の女性職員が紹介していましたが、旭川は小中学校を対象とした平和都市宣言の絵画展とかポスターコンクールも実施している。中学生を長崎市へ派遣し、ピースフォーラムへも参加、平和記念式典への参列する青少年平和大使派遣事業も行っていると。それから、市民から千羽鶴を募集して長崎原爆資料館へ送付して、平和記念式典会場へも奉納を行って平和の折り鶴事業というのを実施していると。これは年々折り鶴が増えて、ちょうどこの報告の2018年には約27万羽の千羽鶴が送られたと。そして8月の1か月間は中央図書館にて絵画展、作品とかポスターコンクールの入賞作品、原爆写真ポスターなどを展示する平和記念事業もやっている。そして、市内の公共施設ではヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスターを展示するミニミニ原爆展もやっている。原爆写真ポスターやDVD、紙芝居を希望する中学校には貸出しをする移動原爆展も行っていると。

人口規模も違うし、財政規模も違う町ではあるのだけれども、北海道の参加した職員のレポートを見ますと、こういった多彩な取組を自治体として取り組んでいるということなのです。私は、これを全部やれとは言いません。まず、町としても、特にこういうふうに世界的にも国内でも核兵器禁止条約が発効されたことによる核兵器に対する関心、そして高まりの中で町としてもさらに今までの事業にプラスアルファでこういった事業を含めて検討する考えがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 私どもの町で、今、非核平和の町宣言を実施している中で、町民有志の方からなる実行委員会を事務局として立ち上げて、いろいろな意味で非核平和に関する事業に取り組んでいただいているというふうに理解をしております。

この実行委員会の方々には本当に熱心でして、役場庁舎のロビーで毎年展示をしていただいて、平和こそ本当に尊いものはないのだということを訴えていただいております。そんな中、私ども具体的に実行委員会のほうでいろいろなこともやらせていただいております。その中に私どもの職員も事務局として参加をさせていただいております。

参考までに、どういうふうな事業をやっているのか一例を後で担当のほうから申し述べさせていただきますが……。 （発言する者あり） いいですか。私どものほうといたしましても、戦没者追悼式のときには、必ず式辞の中で二度とこの平和を手放してはならないだとか、いろいろな意味で皆様方とこの問題について共有をさせていただいているかなというふうに思っております。過去において、U-40のほうに私どもの職員も行かせていただきました。

議員が今ご提案していただきました、ホームページのほうは、後でまた読ませていただき

ますが、うちの町として今後どういうふうなことで対応していくかについては、今後よく検討してみたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今、町長にぜひお話ししたいのは、町民有志が取り組んでいる実行委員会だけではなくて、町自身、自治体自らが主体的に平和事業を行っている町の取組について、私は旭川市などを含めて紹介させていただいたのです。非核平和のまちづくり実行委員会は私もお手伝いさせていただいておりますから、十分中身は存じているわけですが、それだけではなくて、やっぱり行政自身がこれを推進するためにどう積極的に取り組んでいくのかということだと思っておりますね。

そういう意味では、やはり今、町長言われましたけれども、私は、ぜひ新年度の中で新たな事業、特に行政自身が主体的に取り組んでいただくといった取組を強化していただければというふうに思います。

これはこのぐらいにしておきまして、3番目に移ります。

35人学級への移行施策と教員の働き方改革ということでお伺いをしたいと思います。

2021年度、新年度から国による35人学級が小学校2年生から、現に今1年生はやっていきますからね。小学校2年生から始まりますが、このことについてどのようにこれまでと違うのかということについて、まず説明いただきたいと思います。なるべく短くお願いします。

○議長（大西 智君） 末永管理課長。

○管理課長（末永弘幸君） ただいま質問のごさいました件についてでございますけれども、これまで小学校2年生につきましては、道教委の少人数学級実践研究事業といたしまして1クラスの児童数が35人を超える場合、学級数が1学級増えまして、教員数につきましても1名追加されてきました。

少人数学級実践研究事業につきましては、事業として行ってございますことから、研究課題を設定し、実施計画書を提出、終了後につきましては実施報告書を提出することとされています。この事業の研究期間につきましては、1か年事業でございまして、2年続けての事業としては認められず、例えば小学校2年生で1クラスが2クラスとなったとしても、小学校3年生に進級した際、35人以上でも40人を超えなければ1クラスの学級編成となっておりました。

このたびの標準法の改正によりまして、令和3年度に小学校2年生で1クラス35人以上の場合2クラスの学級編成となりまして、進級後の令和4年度に小学校3年生で1クラス35人以上の場合につきましては2クラスの学級編成となり、2クラスから1クラスに戻ることなく、少人数学級の編成によります子どもの個性や特性に応じた授業を行いやすくなるという考えでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 標準法の改正で、そうすると、教員の増員は見込まれるのかどうかと

ということなのですが、こういう少人数学級、そもそも少人数の学級の場合はなかなか見込みがされにくいようですが、当町として、例えばそういった教員増の見込みがあるかどうかということをご説明いただけますか。

○議長（大西 智君） 末永管理課長。

○管理課長（末永弘幸君） ただいまのご質問でございますけれども、小学校1クラス35人の少人数学級につきまして、当町におきましては、令和3年度に虻田小学校の新5年生の児童数、現在36名の予定でございますけれども、35名を超えることとなります。超えることとなりますけれども、標準法では令和3年度から令和7年度までの5か年をかけまして小学校2年生から学年ごとに段階的に35人学級に移行することとなります。

このことから、来年度、令和3年度になりますけれども、虻田小学校の新5年生の児童数が35人を超えた場合であっても少人数学級への移行によりクラスが増える、それと教員の数が増えることはございません。

なお、教員の数が増えないことから、例として挙げますけれども、教員住宅の確保の問題があるかと思っておりますけれども、これは現時点におきましては準備すべきものではないと考えてございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 新聞の記事などを見ても、実は9割が既に35人以下の学級になっているということですから、そういう中で、全国的には既に小学校も中学校も全学年で少人数学級を実施しているというのが全国では11県であるということで、北海道の場合は今説明ありましたけれども、少人数学級拡充ということで現在小学校についても2年生までは35人以下ということになっておりますが、これが段階的に、年度ごとに、2年生、3年生、4年生、5年生と1年追うごとにその学年含めて35人以下となるから、うちの町についていえば、35人を超える生徒がいない限り、これから入学する生徒がいなければ、35人以下学級ということで、結局1クラスのままと。そうすると、1クラスのままで同じように担任の配置になっていくということになるのかなと思うのですが、そういうことで考え方としてはよろしいですか。

○議長（大西 智君） 末永管理課長。

○管理課長（末永弘幸君） 議員おっしゃいますとおり、そのような内容でよろしいかと思っております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 全国的には、そういう少人数学級そのものが行き届いた教育、あるいは充実した生徒指導をする上で必要だということで、国のそういう標準法どおりではなくて、それぞれ都道府県ごとに少人数学級を実現しているという点ですので、全国的にも少人数学級を求める父母や、あるいは全国的には関係者、国民の運動が実って、ようやくですけれども5年間で小学校全学年が35人学級以下にするというふうになったわけですが、本当なら中学校も含めて、むしろ中学校のほうが35人を超えるところが多いわけですから、そして

さらに細かな指導が必要な、中学校というのは教科もそうですが細かな学習指導が必要なだけに、私はその点でいうと、町としては、今は35人になっていますけれども、これはやっぱり中学校も含めて35人以下の少人数学級を実現するという方向でその必要性を訴えていくということを考えているかどうか。私は、そういう立場に立ってやっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 今回の国における少人数学級の編成でございます。

この法改正は、私としては、これは都市部、都会であればこういった法改正による学級数の増というのはあるとは思いますが、私どもの町みたいな郡部にとっては、なかなか35人学級を超えるような生徒数、児童数にはなっていないというのもまず現状としてございます。ですから、35人学級を来年度から小学校は実施するに当たりまして、やはりさらなる少人数学級の実現も私は必要ではないのかと。さらなるということは、イコール、例えば30人学級にするだとか、もう少し人数を少なくした学級にしていくだとか、そういった新たな政策も国としては必要でないのかと、個人的には思っている次第でございます。

また、中学校におきまして、確かに現2年生につきましては、40人学級を超えておりますので、2学級という扱いになっております。ただ、そういった中で35人学級という基準がもし設けられたとしても、やはり当町としてはなかなかそれをクリアするという生徒数にはならないのかなというふうに思いますことから、前段で申し上げましたとおり、少人数学級を35人ではなく、さらに引き下げた形での学級編成の在り方というのも国のほうにももう少し考えていただければなというふうに思っている次第でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 実際には、教員の加配を含めて配置基準をもっと多くするといいますか、しなければ、今のような状況では先生方の働き方改革なんかになっていかないのだというふうに思うのですね。

それで、次に、二つ目の教員の働き方改革についてに移りますけれども、昨年暮れ、北海道議会においても、1年単位の変形労働制について議会で可決したと。ただ、この実施に伴っては、それぞれの市町村教育委員会や学校の意向を尊重してということのようで、実際には現地の教育委員会なり、学校長などの判断がこれに基づいて行われるかどうかということなのだと思うのですが、働き方改革だと言いながら、まず先生方が今、時間外勤務をどのくらいされているのかという実態把握が正確にできているかどうかということなのですよ。それについて、時間もあまりないので、実態把握としてそれぞれ小中学校で調査した結果があれば、後でぜひ文書か何かにして教えていただきたいのですが、調査の結果を見て、今、道が進めようとしている1年単位の変形労働時間制について、当町としての考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永管理課長。

○管理課長（末永弘幸君） この4月から洞爺湖町では1年単位の変形労働時間制の導入の予

定があるかというご質問かと思えます。

1年単位の変形労働時間制の導入のための条例案、これにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、北海道議会におきまして12月11日に可決されまして、令和3年4月1日より施行となります。この制度の利用につきましては、先ほども議員からおっしゃいましたとおり、各地方公共団体、各市町村教育委員会におきまして選択により導入するという内容になってございます。

この制度につきましては働き方改革にも関連しますけれども、現在の取組としましては、長期休業期間内における学校閉庁日の設定、それと部活動指導の見直し、それと休養日の設定や活動時間の短縮など、働き方改革を引き続き進めてございまして、今後もさらなる業務改善が必要になると考えているところでございます。

国におきまして、少人数学級の取組を進めるということでございますけれども、教職員定数の改善、それと時間外勤務の縮減に向けた必要な措置を行うべきではと、当町におきましては考えてございます。

このことから、1年単位の変形労働時間制を導入する前に、まずは国、道、市町村、それぞれの立場におきまして教員の働き方改革を引き続き進めることが必要であると考えてございまして、1年単位の変形労働時間制の導入につきましては、慎重に行う必要があると認識してございますことから、令和3年4月1日からの導入については、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） いずれにしても、現在の教員の時間外勤務がどうなっているのかということについては、これは調査が必要だと思うのですが、その点については調査したものがあのでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永管理課長。

○管理課長（末永弘幸君） 本年度、令和2年度4月から現在までの時間外勤務の実態でございすけれども、年の平均になりますけれども、小学校では平均70時間、中学校では年平均で124時間の状況となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） この時間外勤務の把握の仕方ですが、現在、正確にこれを客観的な時間把握でできるシステムが必要だというふうに言われているわけですが、当町の場合はどういう形でこれは把握しているのですか。

○議長（大西 智君） 末永管理課長。

○管理課長（末永弘幸君） 実態の把握の方法なのですが、ノートパソコンにエクセルのソフトを入れまして勤務時間、始業時刻、それと終業時刻を把握してございます。また、消失する可能性もありますことから、タイムカード、タイムレコーダーになりますけれども、

併用によりまして勤務時間の実態を把握しているという状況でございます。これにつきましては、令和2年4月から今年度から実施してございます。

以上でございます。

- 議長（大西 智君） 立野議員。
- 5番（立野広志君） 一般的な企業といいますか通常でいいますと、タイムカードというのは、大体会社の敷地に入ったら直後にカードを押して、出るときも当然その出口付近でカードを押してということが普通なのですが、学校の場合はそういったことになっているのか、それとも先生方の自主的な意思によって、押す時間が入ってすぐではなくて、例えば教室で準備をしたりした後に押したりするような格好になっているのか、その辺は徹底されているのですか。
- 議長（大西 智君） 末永管理課長。
- 管理課長（末永弘幸君） 設置箇所のご質問かと思えますけれども、学校により異なりますけれども、職員の玄関、それと職員室の入り口に設置をして時間の把握をしている状況でございます。
- 議長（大西 智君） 立野議員。
- 5番（立野広志君） そうすると、そもそも時間外勤務の上限指針を守るというふうになっているわけですから、そういった点では、時間外勤務の客観的な時間把握が当町の場合は昨年度からできているという認識なのでしょうか。教育委員会としては。
- 議長（大西 智君） 末永管理課長。
- 管理課長（末永弘幸君） 重複になりますけれども、今年4月からの実施になります。虻田小学校と虻田中学校につきましては、昨年、令和元年10月頃から試行的に運用しています。町内の小中学校の本格的な時間の計測につきましては、本年度、令和2年度に入ってからという形になってございます。
- 議長（大西 智君） 立野議員。
- 5番（立野広志君） 先ほどの答弁で、取りあえず新年度からは1年単位の変形労働時間制については、町教委としては実施する考えはないということでありました。指針によれば、時間外勤務は月45時間、年間で360時間以内をすることを原則とするというふうに定められています。実際はそれを上回る時間帯なので、先ほどお聞きしたときに、小学校で平均70時間だという話でした。中学校で124時間だと。これは月平均でしているのですか。年間ではないでしょう。年間ですか。ちょっとその辺お答えください。
- 議長（大西 智君） 末永管理課長。
- 管理課長（末永弘幸君） すみません、説明が詳しくなく申し訳なかったのですが、年平均での時間数ということになります。
- 議長（大西 智君） 立野議員。
- 5番（立野広志君） この辺については、もう一回後で伺っておきたいと思うのですが、ちょっと数字があまりにも乖離し過ぎているかなと。一般的にというか、普通、先生方も、

訂正あるのですか。

○議長（大西 智君） 立野議員いいですか。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 今、年と言いましたけれども、これは月でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 月平均になると、本当にすごい数ですよ。指針では月45時間以内、これが小学校では今調査したら70時間になっていると。中学校で124時間だと。年にすると360時間以内、これはもう掛けただけすごい時間帯になるのですが、その辺いいのですか。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 平均というふうな捉え方をされているかと思いますが、月の最大時間外の勤務時間ということになりますので、すみません。ご訂正をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 最大にしても、いずれにしても、この指針を超える時間帯に勤務せざるを得ないという状況になっております。

そのために、私は町としても1年単位の変形労働制なんて、要は、オーバーした時間を1年間で消化しましょと、それも限度があるのですよね。ということが1年単位の変形労働制になっていて、今、学校は時間外が連続続いても、1年以内にそれは休みを取らせませよという話なのです。そうすると、体力的に持たない、精神的にも本当に負担のかかる先生方が多くなってくる。

こんな1年単位の変形労働制なんていうのは、当然これは実施すべきではないし、実施する以前に、まず働き方改革として、先生方の時間外勤務をどうやって減らしていくのかということがむしろ今教育委員会として必要な取組だと思っておりますが、その点についてはどうふうにご検討されているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 情報化社会の進展や社会の多様化などによりまして、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しているものと認識しております。また、それに伴いまして、学校現場の教員の皆様に求められる対応も高度化、複雑化しているというような現状でございます。

教員が子どもたちと向き合えば向き合うほど教員の業務量も増えていくというものかなというふうにご認識しております。また、特に授業の準備などでは、子どもたちに対して効果的な教育活動が行うことができるようにという先生方の使命感から時間をかけて取り組もうとする傾向があるものというふうにご推察しております。

教育委員会といたしましては、学校における働き方改革につきましては重要案件でもございます。業務の削減や平準化を着実に進めるとともに、教員一人一人が働きがいを感じながら健康で心にゆとりを持って子どもたちと向き合う時間を持てるような環境の整備、これら

について努めてまいりたいというふうに考えております。

また、1年単位の変形労働時間制につきましては、議員もご承知かというふうに思いますけれども、本年4月から道立学校におきまして導入をすることとなっております。町内の小中学校、当町の1年単位の変形労働時間制につきましては、町内の小中学校の先生方のまず実態を把握したいというふうに思っております。その上で、先行実施される道立学校の先生方の取得状況なども考慮した上で1年単位の変形労働時間制についてはしっかりと検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） まず、本当に実態把握をぜひしっかりと私はやっていただきたいと思うのです。休暇のまとめ取りなんていうのは、先生方の場合、1年間で休暇をまとめ取りしましょうなんていうことは実質的には無理な話で、夏季休暇中にも、当然、部活動の指導であったり、研修会とか様々な行事が入ってきます。そして、勤務の多忙の解消には何の役にも立たない。教員の増員とか業務の縮減に寄与しない制度なので、この働き方改革をうたいながら多忙化解消に全く寄与しないこういう制度は、私は、当町としては取り組むべきではないと思いますし、これは逆に、残業しても働いた分の残業代は払わなくてもいいという制度でもあります。

これまであった超過勤務時間を減らしたように見せる制度ですけれども、実際にはこれによって精神疾患や、あるいは過労死などを起こしている先生方も現に今、全国的には出てきているということでもありますから、ぜひその点では、教育委員会としても慎重に対応していただきたいと。そのことを最後に述べて、私の質問とします。

終わります。

○議長（大西 智君） これで、5番、立野議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を4時10分といたします。

（午後 3時51分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 4時10分）

○議長（大西 智君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、2番、大久保議員の質問を許します。

2番、大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 2番、大久保富士子でございます。令和3年3月定例会議に当たり、公明党議員の一員として通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

令和3年が明け、受験シーズンを迎えても、いまだに世界中が新型コロナウイルス感染拡大の収束の兆しが見通せず、1年以上が過ぎました。現在も首都圏に緊急事態宣言が発令されていますが、新規感染者数は減少傾向にあるものの重症者数や病棟使用率は依然として予断を許さない状況にあるとも言われております。この一年、感染により大切な御家族をなく

されたり、様々な影響を受けて、苦しい、悲しい思いをされた方々が多くおられます。

この大変な状況の中で、以前の生活を取り戻すために、また感染の収束の希望となるのがワクチン接種とも思われます。国内では、2月17日よりワクチン接種が医療従事者を先行に開始されており、4月からは高齢者向け優先接種が実施される予定となっております。現段階で接種される新型コロナウイルスワクチンは、アメリカ製薬大手会社ファイザー社が開発したワクチンです。いまだに未知数の部分も多くあると言われてはいますが、実用化は今回初めてであり、臨床試験では95%と高い予防効果が報告されています。

以前同様の日常生活や社会経済活動に一日も早く戻れることを心から願い、その大切な一助となる可能性のワクチン接種についてのご質問をさせていただきます。

先ほど、一般質問をされた6番、5番議員の質問と同じような内容の質問が何か所かあります。時間短縮のためになるべく重ならないように質問をさせていただきます。それでは、質問に入らせていただきます。

先ほどの副町長、センター長の答弁をお聞きして、体制確保に向け大変に尽力されていることが分かりました。接種施設の体制確保について、洞爺湖町では大きな医療機関二つを主体に協力をいただいているとのことのお話も伺いましたが、地域の実情により様々な接種体制の構築が考えられると思います。

町内には高齢者施設も複数設置されています。特別養護老人ホームなどの施設には様々な状況が想定されると思います。そのような施設についての対応や体制確保はどのようになっていますか。確認の意味でお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 高齢者福祉施設ということのご質問についてお答えさせていただきます。

高齢者福祉施設であります。町内にはふるりの丘、大原の杜、財田の杜などの施設につきましては、町といたしましても各施設の状況や意向を傾聴した上でその内容により医療機関のご協力をいただけるよう調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 様々な機関の協力体制の下、ワクチン接種が速やかに進むことを応援していきたいと思っております。

それでは、施設、医療機関以外の訪問介護デイサービスに従事されている方より、高齢者の利用者と接することが多いので感染リスクを考えるとワクチン接種を優先していただきたいというお話を聞きました。町の対応についてお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） デイサービス施設の方々の接種ということのご質問だと思います。デイサービス施設の接種順番といたしましては、高齢者施設等の従事者という形では、現段階では国から示されている資料によりますと、高齢者が入所、居住する施設と

されております。そのため、訪問介護、あるいはデイサービス施設の従事者の方々につきましては、一般の方々の接種のときと一緒に受けていただく形になると思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 訪問、通所の従事者も感染リスクは施設の従事者とあまり変わらないと思います。今後、ワクチンの供給が進み、状況を鑑み、前向きな検討を考えていただきたいと思います。

次に、4月より実施予定の高齢者向け優先接種の質問でございます。

重症化しやすいと言われている高齢者の方々が感染しないようにすることが医療の逼迫を回避すると言われております。そのため、現段階で医療従事者や高齢者に対し先行接種を進められております。そこで、町の高齢者予定対象数は何名いますか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） お答えいたします。令和4年3月31日までに65歳以上となる予定対象者数は3,686名となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） ありがとうございます。来年3月31日まで、令和3年度中までに65歳になられる方々が希望すると優先接種が受けられることが分かりました。

それで、洞爺湖町の住民で高齢者施設等に入所されている接種対象者数は何名ですか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） ただいまの高齢者施設でございます。住民の方で施設等の入所者数につきましては、日々増減はあることと推察されますが、現在、町のほうで把握しております人数は410名ほど入所されていると思われま。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） ありがとうございます。

先ほどの答弁によりますと、高齢者施設の調整を行っていることは分かりました。それでは、自宅で生活されている高齢者の方で、徒歩で接種会場まで行けないなど様々なことが想定されますが、町としての対応について、確認の意味でお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） 町といたしましては、接種券を配付した後に予約受付を行います。予約受付時に交通手段につきましても確認を行い、交通手段のない方につきましては、町といたしまして対応してまいります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 町民の皆様に寄り添い、丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問でございます。コロナ禍収束の切り札であるワクチン接種が円滑、安全に進むように、また町民の皆様が安心してワクチン接種を行えるために、町として接種時期に実施すべき対応についての質問でございます。

ワクチン接種には、町民の皆様の期待が高いだけに、自分はいつ頃接種できるのかなどの関心が高まっている反面、安全性、有効性、副反応等の不安もあると思います。

そこで、副反応に対する速やかな対応として、住民への事前の情報提供、また副反応が生じたときの相談先等の相談窓口を町として設置の考えがあるかお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 金子健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（金子信之君） まず、副反応に対する速やかな対応として住民への情報提供、また副反応が生じたときの相談でございます。

国の指導によりますと、ワクチンを接種した後に15分から30分程度の経過観察を行い、仮に副反応症状が見受けられた場合は、医師による適切な応急処置が会場で行われる形になります。その後、治療を行うこととなっております。

接種後の一定期間経過した後ににつきましては、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社、ノババックス社が開発中のワクチンでは、ワクチンの接種後に発熱症状やワクチン接種と因果関係がないものも含め接種部分の痛みや頭痛、倦怠感、筋肉痛などの有害な事象が見られることが発表されております。

現在、国でも先行的に国立病院などの100か所に勤務している医療従事者に対して接種が行われております。1万人から2万人程度の方々の調査を行って接種部位の腫れ、痛み、発熱、頭痛など様々な副反応の頻度など調べ、情報公開を行うこととしております。

ワクチン接種に伴うリスクにつきましては、町独自の情報を持っていないので、国の調査結果の公表内容を参考にしてもらえよう、住民の皆さんに周知をしまいたいと思っております。

接種後の住民の皆様には、しっかりと個人で体調管理をしていただき、不安なことなどがありましたら、かかりつけ医、あるいは健康福祉センターのほうで相談窓口を開設しておりますので、ご相談いただけるよう、併せて周知を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 了解しました。

それでは、最後に、相談窓口体制構築についてお聞きいたします。新型コロナウイルスワクチンは、今回初めての実用化のため、また、このような大規模なワクチン接種は人類史初めてとも言われております。このことにより多数の問合せが予想されると思います。健康福祉センターは健診業務、保健業務、包括支援業務、さらにワクチン接種業務、コロナ対策相談等の多くの業務が行われています。現状の職員体制で相談窓口業務を実施するには困難で

はないでしょうか。確認の意味で町の考えをお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、今、相談体制を含めまして実施体制をしっかりと今構築している段階でございます。昨年12月からは会計年度任用職員、保健師を含めまして2名を採用させていただいております。また3月からはうちの職員を1名増員してございます。また4月からさらに1名増員という形で考えてございます。

またさらには、機器の問題にもなりますけれどもコールセンターというような形も進めますので、電話機を増設する形で受付体制、またそれは相談体制をしっかりと構築していきたいと思っております。

また、先ほど来、本当に大変な事業になりますので、庁内職員全体で対応しなければいけないというふうにも考えてございます。さらには、委託できるもので民間の力をお借りできるものがあれば、そういうことも考えながらしっかりとした体制を組んで、円滑に接種ができるような形をとっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 承知いたしました。希望する人が安心してワクチン接種を受けられますように誠意をもって正確な情報を迅速に届けることが大切だと思います。収束の大きな鍵となるワクチン接種事業の大成功を期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、2番、大久保議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時27分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員